

岩手県いじめ再調査委員会 調査報告書

令和6年8月9日

岩手県いじめ再調査委員会

【目次（最終案）】

第1	はじめに	…1
1	岩手県いじめ再調査委員会委員構成	
2	岩手県知事から本委員会への諮問事項	
3	本委員会の開催状況	
第2	事案の経過	…4
1	関係者と事案の概要	
2	事案の発生から学校調査組織の設置まで	
3	学校調査の経過	
第3	再調査請求書について	…11
1	代理人弁護士からの再調査請求書提出	
2	再調査請求書で問題とされている事項	
3	再調査の決定	
第4	調査方針	…13
1	再調査の方針	
2	調査の進め方	
第5	被害生徒への調査	…13
1	調査方針説明	
2	書面調査の実施	
3	聴き取り調査	
第6	学校への調査	…15
1	学校への調査項目	
2	書面調査とその結果	
第7	被害生徒への進捗報告と要望事項	…18
第8	いじめの認定について	…19
1	いじめ防止対策推進法によるいじめの定義	
2	学校におけるいじめの認定について	
3	いじめ行為について	
4	本委員会におけるいじめの認定について	
5	被害生徒の不登校・心身不調について	

第9	学校の対応への考察について	…27
1	部活動の指導について	
2	事案発生後の初動対応について	
3	いじめ重大事態の判断と調査組織立ち上げについて	
4	学校調査組織による調査	
5	岩手県への調査結果報告後の対応	
6	本委員会の再調査への対応	
7	被害生徒の転学について	
第10	本件事案の背景の分析	…38
1	当該部について	
2	学校の対応について	
第11	今後同種の事態の発生を防ぐための提言	…40
1	部活動に関すること	
2	学校の対応に関すること	
第12	おわりに	…42
別紙1	被害生徒への書面調査項目	…43
別紙2	学校への書面調査項目	…48

第1 はじめに

岩手県いじめ再調査委員会（以下「本委員会」とする。）は、いじめ防止対策推進法（以下「法」とする。）第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づき、法第28条第1項の規定による学校等が行った調査の結果について再調査を行うため、岩手県いじめ再調査委員会条例（平成27年条例第63号）に基づき設置された知事の附属機関である。

本報告書では、平成29年6月に県内の私立高等学校で発生した事案について、令和2年8月6日に岩手県知事からの諮問を受け、法第31条第2項の規定に基づき本委員会が再調査を行った結果について報告する。

1 岩手県いじめ再調査委員会委員構成

本委員会の委員は以下のとおりである。なお、任期満了や一身上の都合により交代となった委員はその旨を欄外に記している。

なお、委員の選任について岩手大学教育学部長（学識経験者）は、県内で教育学部を有している大学が同大学のみであることから県から大学に委員の就任を依頼し、他委員については関係職域団体に推薦を依頼し選任している。

職	氏名	備考
岩手大学名誉教授	境野 直樹	令和4年4月1日から就任 委員長
岩手大学教育学部学部長	宇佐美 公生	令和4年3月31日まで 委員長
弁護士	長谷川 大	令和3年7月2日から就任 委員長職務代理者
弁護士	姉帯 幸子	令和3年4月30日まで 委員長職務代理者
社会福祉士	長田 くみ子	
医師	小泉 範高	
心理士	早坂 浩志	

※ 委員長、委員長職務代理者以外の委員は五十音順。

※ 現職欄の記載については、現任の委員は本報告書提出時のもの、退任した委員は退任時のものとなる。

※ 宇佐美公生委員は任期満了、姉帯幸子委員は一身上の都合によりそれぞれ委員を退任し、境野委員及び長谷川委員が後任として以降の調査を引き継いでいる。

2 岩手県知事から本委員会への諮問事項

令和2年8月6日付けで岩手県知事により本委員会へ諮問された事項は次のとおり。

学 第 395 号
令和2年8月6日

岩手県いじめ再調査委員会
委員長 宇佐美 公生 様

岩手県知事 達増 拓也



私立高等学校のいじめ重大事態に係る再調査について（諮問）

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第31条第2項の規定に基づき、平成29年6月に県内の私立高等学校で発生したいじめに係る下記の事項について諮問する。

記

1 諮問事項

県内の私立高等学校が設置した調査組織（以下「学校調査組織」という。）による平成29年6月に発生したいじめに関する調査結果の再調査について

2 諮問理由

- (1) 本事案に係る学校調査組織による調査について、被害生徒及びその保護者から、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）（以下「ガイドライン」という。）に規定されている「再調査を行う必要があると考えられる場合」のうち、以下の事項に該当し、再調査の必要性が大きいとの理由により、再調査の請求があったところ。
- ア 事前に被害生徒・保護者と調査事項が確認されておらず、十分な調査が尽くされていない場合
 - イ 学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
 - ウ 調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合
- (2) 学校調査組織による調査報告書を確認した結果、ガイドラインに照らし、再調査を行う必要があると認められることから、学校調査組織による平成29年6月に発生したいじめに関する調査結果について再調査を実施するものである。

3 本委員会の開催状況

令和2年8月6日から令和6年7月9日までに計18回開催した。
また、委員会として被害生徒への聴き取り調査や学校への訪問を実施した。

令和2年8月6日(木)	委員会開催
令和2年9月10日(木)	委員会開催
令和2年10月2日(金)	被害生徒、御家族への調査方針説明
令和2年10月23日(金)	委員会開催
	被害生徒書面調査
令和3年12月23日(木)	被害生徒聴き取り調査
令和4年3月22日(火)	委員会開催
	学校書面調査(1~2回目)
令和4年6月9日(木)	委員会開催
	学校書面調査(3回目)
令和4年10月26日(水)	委員会開催
令和5年1月18日(水)	学校訪問
	学校書面調査(4回目)
令和5年3月22日(水)	委員会開催
令和5年6月5日(月)	委員会開催
令和5年7月31日(月)	委員会開催
令和5年9月11日(月)	委員会開催
令和5年10月23日(月)	委員会開催
令和5年11月13日(月)	委員会開催
令和5年12月11日(月)	委員会開催
令和6年1月15日(月)	委員会開催
令和6年2月5日(月)	委員会開催
令和6年2月28日(水)	委員会開催
令和6年3月18日(月)	委員会開催
令和6年3月25日(月)	被害生徒、御家族への調査結果報告
令和6年7月9日(火)	委員会開催

第2 事案の経過

1 関係者と事案の概要

(1) 被害生徒及び部活動関係者

※学年、所属はいずれも平成29年6月時点のもの。

① 学校名

■■■■■■■■■■ (以下「当該校」とする。)

② 被害生徒

- ・ ■■■■■■ (以下「被害生徒A」) ■■■■■■■■■■部1年
- ・ ■■■■■■ (以下「被害生徒B」) ■■■■■■■■■■部1年

③ ■■■■■■■■■■部関係者

ア 2年生

- ・ ■■■■■■ (以下「2年生A」)
- ・ ■■■■■■ (以下「2年生B」)
- ・ ■■■■■■ (以下「2年生C」)

イ 3年生

- ・ ■■■■■■ (以下「3年生A」)
- ・ ■■■■■■ (以下「3年生B」)

ウ 関係教職員

■■■■■■■■■■校長、■■■■■■■■■■部監督並びに■■■■■■■■■■部Aコーチ

(2) 事案の概要

■■■■■■■■■■部 (以下「当該部」という。) は■■■■■■■■■■や、■■■■■■■■■■である。被害生徒2名は県外から当該校に進学し、親元を離れて寮生活を送りながら学校に通っていた。

平成29年6月25日に行われた部のミーティング中に、被害生徒A、Bのほか1年生数名が泣き出すなどのパニック状態となり、うち1年生1名が過呼吸で病院に搬送された。

その後、監督やコーチのヒアリングにより被害生徒A、Bとほか1年生3名に過度の緊張状態が見られたため、学校は当該5名を寮から自宅に一時帰省させる措置を取った。

自宅に帰省させた生徒のうち、1名は寮に戻り部活動に復帰したものの、被害生徒A、Bを含む他の4名はしばらくの間、県内に自宅がある生徒宅から通学を続け、■■■■■■■■■■状況となってから寮に戻った。

夏休み以降、上記の1年生のうち被害生徒AとBが不登校となり、そのまま通学することなく被害生徒Bが平成29年12月、被害生徒Aは平成30年2月頃に学校を退学した。

2 事案の発生から学校調査組織の設置まで

(1) 部活動ミーティング中のトラブル (H29.6)

部活動中、1年生がミスをしたときや、片付けなどの雑用に気が付かなかったとき、上級生から厳しい言葉による指導が行われており、この指導に関しては、後に学校が行ったヒアリングで1年生から「上級生が怖い」、「部活動の雰囲気が悪い」等の発言が複数見られた。

平成29年6月25日に試合で負けたことに対し上級生から1年生への指導があり、その後、複数の1年生が泣き出す、「部活動を辞めたい」等の言葉を口にするなどのパニック状態となり、1年生1名が過呼吸で病院に搬送される事態となった。

(2) ヒアリングの実施 (H29.6～7)

① 部監督、コーチによるヒアリングの実施

1年生複数名がパニックを起こした翌日、当該部監督とコーチが1年生へのヒアリングを行い、過度の緊張状態にあると判断した5人の1年生(被害生徒A、被害生徒B、ほか1年生3名)を自宅に一時帰省させた。

② 学校によるヒアリングの実施

学校は平成29年6月26日から7月7日までの期間に、1学年やの教師を中心に、当該部部員に対するヒアリングを実施した。

このヒアリングは1年生だけではなく上級生も対象に行われ、1年生名、2年生名、3年生名の計名に対し個別に聴き取りが行われた。

(3) 学校による保護者説明会の実施 (H29.7.8)

学校は平成29年7月8日に当該部部員とその保護者を集め、今回の事態について説明会を開催した。この保護者説明会の内容は、被害生徒側から録音記録が本委員会に提供されており、その詳細が明らかとなっている。

説明会では、最初に校長から6月26日から7月7日までの期間に実施したヒアリングで各生徒から発言があった内容について説明がされた。

その後、部活内で上級生やコーチから「死ぬ」等の暴言があったことは認められるとし、学校の判断として今度同様の不適切な発言があった場合はコーチの解任や発言した生徒の退部などの処分も検討する旨の説明があった。

また、部活動については休止せず、自宅に戻った1年生たちは公欠扱いとして、周囲も復帰をサポートしてもらいたい旨の説明があった。

後半は保護者から学校に対する質疑応答があり、被害生徒Bの保護者から「本件はいじめ防止対策推法によるいじめ重大事態に該当するのではないか」という質問があったが、学校は、「上級生は特定の生徒をいじめるという意味はなかった」として、本事案は「いじめ」に該当しないと回答した。

この保護者説明会の後、自宅に戻った1年生5名のうち1名は寮に戻り部活動に復帰したが、被害生徒AとBを含む他4名はこの時点では寮に戻ることができず、7月11日から4名のうち県内に自宅がある生徒の家から通学を再開した。

7月中旬に後、この1年生4名は寮に戻ったが依然として部活動には

参加できない状況であったため、学校ではこの4名に対し、夏休みに入るまで個別面談を行っている。

(4) 被害生徒自宅への家庭訪問 (H29.7)

前述の保護者説明会の後、平成29年7月頃に校長と当該部の監督が被害生徒A、Bを含む自宅に帰省した生徒の家庭訪問を行った。

被害生徒Aの保護者から家庭訪問の音声記録が本委員会に提供されており、その記録によれば被害生徒A宅への家庭訪問では、校長から今回の出来事に関する説明や、保護者から被害生徒の学校・部活動復帰に関する相談などがされている。

その中で、校長は「死ぬ」「消えろ」「帰れ」という言葉が日常的に使われていたとして、その点に関しては驚いたと述べている。ただし、いじめの認定に関しては「死ぬ」や「帰れ」の言葉だけでいじめとなると、上級生が皆該当しラインを引くのが難しくなるため学校として保護者説明会の述べた内容の判断となったとした。

また、家庭訪問の際の校長からの説明では「いじめと認定すると大変になる」「教育委員会に報告や、何時何分に誰がどうしたなど全部逐一調べなければならない」「そうすると練習どころの話ではなくなる」といった旨の発言も音声記録に残っている。

保護者から、特に2年生A、Bが被害生徒Aに対する当たりが強いとして訴えがあり、これに対し校長はその2名のことは認識しているが、謝罪など強制的にやらせても被害生徒Aの不安は拭えないため、指導はするが被害生徒Aへの逆恨みがないように対応していく必要がある旨の考えが話されている。

面談の最後には学校から保護者に対し、焦って転学などすると失敗する可能性もあり、被害生徒Aが学校を信用して登校できるよう、保護者からも話をしてもらいたいことについてお願いがされている。

(5) 被害生徒の不登校と転学希望 (H29.8)

学校調査組織の報告書では、家庭訪問以降の動きについて以下のとおり記載している。

- ・夏休みに入った7月末に被害生徒Bから学校に対し退寮の申出があり、その後8月に被害生徒Aから監督に退部と転学の意向について連絡したこと
- ・夏休み明けに被害生徒A、Bが登校しないため、学校から両名の保護者に連絡すると[]高校への転学の意向が告げられたこと
- ・その際、学校から両名の保護者に対し、転校するまでの間通学しないと欠席扱いとなることや、転学に当たっては被害生徒本人の意向が確認できないと手続きを行えない旨を伝えたこと
- ・その後、被害生徒A、Bと保護者が来校し校長と面談を行い、学校からは前期試験を受けて成績が合格した場合のみ他校への転学照会を行うことを話したこと
- ・面談の時、保護者から学校に、夏休み中に[]高校の[]部の練習に被害生徒A、Bが参加したこと、相手校の監督に転学について話をしていることが伝えられたこと

その後、県に対し被害生徒Bの保護者から、いじめにより転学を考えていること、学校が転学に応じないことについての相談が数度あり、当初は学校名が伏せられていたが、後の相談で学校

名が当該校であると明かされたことから、県は当該校に対し事実関係の確認を行なっている。

これに対し当該校は、前期試験を受ければ転学照会を行うが被害生徒が登校しないこと、今回の転学は被害生徒の保護者と相手校監督のやり取りを踏まえ引き抜きに近い形で行われていると判断していること、被害生徒側が訴えているいじめに関してはあくまで部活動内のトラブルであり、いじめに該当しないと回答している。

県はその後、学校の主張を被害生徒Bの保護者に伝えたところ、保護者から弁護士に相談しているという話があり、双方の主張が擦れ違っていることから、一度弁護士を通して学校側とやり取りをしてはどうかと提案した。

(6) 被害生徒の心身障がいの診断 (H29.9)

被害生徒Aに [] とする平成29年9月16日付の診断書が、また、被害生徒Bには、 [] [] として、 [] とする平成29年9月25日付けの診断書が出ている。

また、被害生徒Bに関しては同年12月16日にも [] [] として [] の診断書が出されている。

これらの診断書は被害生徒A、Bの保護者から委任を受けた代理人たる弁護士（以下「代理人弁護団」という。）から平成29年12月22日に県に提出されたほか、平成29年12月27日には被害生徒Aの診断書のみ代理人弁護団経由で学校に提出されている。

(7) 被害生徒側と学校との面談 (H29.10)

夏休み以降、被害生徒A、Bは登校できない状況が続いており、平成29年10月に被害生徒Aと保護者、被害生徒Bの保護者がそれぞれ来校し校長と面談した。なお、被害生徒Bに関する面談内容は御家族から録音記録が本委員会に提供されている。

被害生徒Bの保護者との面談では被害生徒の学校復帰と転学手続きについて話がされており、カリキュラムを理由に [] 高校や [] 高校から転学を断られたことが校長から話されている。

校長からは、相談室登校などが提案されており、当該部に戻るといよりはまず登校することを考えてもらいたいとして、被害生徒Bの復帰について支援するとしている。

これに対し、被害生徒Bの保護者からは、 [] をするために当該校に入学したのであり、現状で対処のない状況を鑑みて再登校は困難である旨が話されている。

(8) いじめ防止対策推進法第23条に基づく岩手県からの通報 (H29.12)

平成29年12月22日に代理人弁護団が県庁を訪れ、本件がいじめ重大事態に該当するが学校が対応しないため県の対応を求めること、被害生徒が不登校となっており、いじめが原因となった不登校であることから成績の代替措置を求める旨が伝えられた。

県は代理人弁護団からの訴えを受け、12月26日に法第23条第1項に基づく通報として、学校に対し法に則った事実関係の調査を行うよう通知した。

また、平成30年1月9日に改めて県から学校に対して、国の「いじめ防止のための基本的な方針」、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」とする。）に則った調査を行うよう依頼されている。

なお、12月下旬には被害生徒Bが代理人弁護団を通して学校に退学届を提出し、学校は退学を許可している。

(9) 学校調査組織の設置 (H30.1)

学校は県からの通報を受け、校内に「[REDACTED]」（以下「学校調査組織」とする。）を設置し本事案の調査にあたることについて、平成30年1月12日付けで被害生徒A、Bの父親と県に対して文書で通知した。

なお、当該通知では1月末までに調査結果をまとめ、報告書を作成するとされた。

3 学校調査の経過

(1) 学校調査組織の構成員に対する申し立て (H30.1)

平成30年1月25日付けで被害生徒側から代理人弁護団を通じ、学校調査組織の委員構成に対する疑義が県に申し立てられる。

委員に校長と当該部の監督が入っていること及び専門家が入っていないことが公平性・中立性の観点で疑義があるとして、構成員の見直しを指導するよう要望があったことから、県から学校に対して要望内容を伝えると共に、国のガイドラインに則った対応を行うよう改めて要請がされた。

また、当初1月末に調査結果を報告書にまとめるとしていたが、調査報告書が提出されないため、平成30年2月28日に代理人弁護団から県に、調査が遅れている理由と調査報告書のとりまとめ時期を明らかにするよう学校への指導を求める文書が送付された。

この際、当該校が平成29年9月14日に[REDACTED]高校に転学照会した際の文書が代理人弁護団より県に提供されたが、代理人弁護団から当該文書の内容が転学照会ではなく、相手校の対応が選手の引き抜きにあたり一方的に非難する内容となっており、転学妨害にあたり、学校調査組織の調査においても重要な資料として扱うよう学校に助言するよう申し立てがされた。

県から学校に代理人弁護団からの申し立て事項について伝えたところ、学校から代理人弁護団に対し、委員の選考に時間を要していることから平成30年度中の報告書完成を目指すとする文書回答があった。

なお、平成30年2月には被害生徒Aの退学届が直接学校に提出されており、学校は退学を許可している。

(2) 学校による一次調査報告書の提出 (H30.5～H30.7)

平成30年5月30日に学校調査組織は調査報告書を取りまとめし、被害生徒A、Bの両親に郵送した。

学校調査組織の調査では、被害生徒側が調査組織の聴取等に応じないとして、平成29年6月から7月に学校が行ったヒアリングの内容を基にいじめの評価が行われており、ヒアリングによって認められた行為として次の行為を挙げている。

- ・「死ね」「消えろ」「帰れ」との声が監督のいないところでは、コーチを含め、3年生が1年生に対して言い放っていることが認められる。
- ・寮や学校等の廊下ですれ違い時に1年生に対して投げかけていることが可能性としてあるが、1年生からの聴き取りでも特に特定できる人物は見当たらない。
- ・1年生が挨拶したのに先輩が無視した可能性がある。但し特定はできないし、先輩たちはその(認識がなかった)。

※報告書中では「先輩たちはその」で文書が途切れているが、後の本委員会の再調査で「先輩たちはその認識がなかった」の記載であることを確認した。

このヒアリング結果や転学までの経過を踏まえ、学校調査組織の報告書では本事案に対する見解として当該部内で1年生が複数名パニック状態となったのは、日常の厳しい練習にストレスを溜めていたことが背景にあり、練習中の出来事等で不適切な言動はあったものの誰かを集団でいじめようとした意図は認定できないとして、本事案をいじめと認定しがたいと報告している。

また、報告書では本事案の最大の問題点として、 高校 部監督が被害生徒A、Bの保護者に転学を勧め、被害生徒両名に転学が可能であるという認識を植え付けたとしてその対応を非難している。当該校としては前期試験を受けなければ成績の認定ができず転学照会ができないが、相手校の監督が転学可能との認識を被害生徒に与えたため、結果的に転学手続きが上手く進まないことに被害生徒両名は精神的な打撃を受け心身の不調を招いたとして、相手校監督の対応を報告書中で非難している。

併せて、県の対応に対しても、被害生徒に「転学できないのがおかしい」という意識を植え付けたとして非難している。

これらの評価を踏まえ、学校調査組織の調査報告書では、本事案をいじめとは認定せず、被害生徒A、Bが不登校や心身不調となった理由は、 高校への転学が可能かどうかの不安による要因が大きいと分析している。

学校調査組織の調査報告書における結論に対し、被害生徒側から学校に対し、心理等の専門家を入れた調査を求める文書が提出されたことから、学校は専門家による意見を聴取するとして、本報告書については一次報告書という扱いで平成30年7月11日に県に提出した。

(3) 学校調査組織の調査報告書（最終答申）（H31.1）

学校は、心理等の専門家を入れるべきとの被害生徒側からの意見を受け、教育、法律、心理の専門家有識者3名（学術関係者、弁護士、心理士）に一次調査報告書を提示して意見を求めた。

この専門家有識者3名への意見照会は、有識者3名が学校調査組織の一次報告書に対し、各専門分野の知見からの見解を意見書にて述べる形で行われた。

3名から提出された意見書では、各人その専門性により着目している内容に差異は見られるものの、共通した意見としては学校調査組織の「いじめようとした意図は見られない」としていじめを認定しなかった考えに対し、3名ともいじめか否かは被害者側の受け止めにより判断すべきという内容が述べられている。

学校調査組織は専門家有識者3名の意見を踏まえ、「[] 報告書（最終答申）」（以下、「最終答申」とする。）を作成し、一次報告書と同様に被害生徒に送付するとともに平成31年1月11日付けで県に提出した。

この最終答申では「1 [] の対応の経過」として専門家有識者3名に意見を求めたこと、「2 [] での報告書（第一次）の訂正について」として、「「死ね、消えろ、帰れ」との声が監督のいないところではコーチを含め、3年生AとBが1年生に対して言い放っていることが認められる」点について、一次報告書の記載を改めいじめと認定することが報告された。

(4) 調査報告書（最終答申）に対する県からの照会（H31.3）

学校から調査報告書を受け取った県は、学校調査組織の調査が国のガイドライン等に則ったものであったか疑義が生じたため、調査報告書の受領後、学校に対し「[] 報告書（最終答申）について」とする文書を発出し、疑義内容に関する照会を行った。

県から照会した内容は主に「調査実施前に被害生徒側への説明をしているか」「経過説明等を行い被害生徒側の意向を踏まえた調査をしていたか」「学校の対応について分析を行っているか」「再発防止策の検討が行われたか」「調査結果を被害生徒に説明し意見の有無を確認しているか」について確認を求めた。

この照会に対し、学校から県に対し「[] 報告書（最終答申）について」に対する見解について」（※脱字はそのまま転記）の文書により回答がされた。

当該文書では、学校調査組織は解散し、校長自身は被害生徒側の希望で構成員から外れたためいじめ調査について回答する権限はないと前置きした上で、校長自身の権限で回答できる意見として、被害生徒への説明や聴取は被害生徒側から拒否されたこと、調査結果を踏まえても学校の対応は誠意ある対応であったとする見解が語られている。

また、学校調査組織の設置に関し、被害生徒や代理人から直接学校に要望されたことはないとして、当時県が学校にいじめの調査を求めたことは県の過剰な介入だとする非難と、学校調査組織の設置は学校の本意ではなかったと述べている。

第3 再調査請求書について

1 代理人弁護士からの再調査請求書提出 (R1.8)

令和元年8月27日付けで被害生徒A、B及び代理人弁護士4名の連名で「再調査請求書」が県知事あてに提出された。

この請求書では、学校調査組織の調査について意見が述べられており、法第31条第2項による地方公共団体の長による再調査を求めている。

2 再調査請求書で問題とされている事項

上記の被害生徒A、B及び代理人弁護士から提出された「再調査請求書」で挙げられている学校調査組織の調査の問題点は次のとおりである。なお、各項目の説明は、上記再調査説明書から本委員会で要約した内容となる。

(1) 事前に被害生徒・保護者と調査事項が確認されておらず、十分な調査が尽くされていないこと

① 学校調査組織が被害生徒に対し、調査事項の確認を行っていないこと

学校調査組織の調査は、平成29年6月から7月に学校が行ったヒアリング結果を基に進められており、学校調査組織の発足後に被害生徒への聴取や調査事項の確認などを行っていない。

② ヒアリングの主体が学校調査組織でないこと

学校調査組織は平成29年6月から7月に学校が行ったヒアリング結果のみを基に事実認定を行っているが、このヒアリングはいじめの認定を避けようとしている校長や学校が主体で行われており、公平・中立性に大きな疑問がある。

③ 被害生徒が心身障がいを受けた原因を誤認していること

学校調査組織は被害生徒の心身障がいと当該部のトラブルの因果関係はないと認定しているが、以下の点から誤りである。

ア 学校調査組織の検討は形式的な事実には着目しておらず、被害生徒らの精神的な打撃が全く考慮されていないことから、事実の評価を誤っている。

イ 学校調査組織の調査報告書には、客観的な事実認定と当該校が当時抱いた感情が明らかに混同して記載されており、事実認定に学校側の意向が色濃く反映されていることは明白であり、偏りがある。

(2) 学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていないこと

① 学校がいじめを否認したことについての調査考察が不十分であること

学校がいじめを早急に否定したことによる、被害生徒らへの精神的影響などの考察がなく、これらの考察がなければ学校の対応が適切か否かの判断はできないはずである。

② 学校が ████████ 高校へ送付した転学願いについての調査考察がないこと

学校が ████████ 高校に送付した転学願いの文書は、相手方 ████████ 部の引き抜き行為を一方向的に決め付け非難する内容である。

このような文書が出されたことにより、被害生徒らの転学が困難となり、精神状態に悪影響

を与えた可能性は否定できず、これらの経緯について学校調査組織では調査考察がなされていない。

(3) 調査委員の人選の公平性・中立性について疑義があること

① 学校職員が調査委員の半数を占めていること

学校調査組織の構成員は、学校職員6名、外部有識者3名、専門家有識者3名の計12名で構成されているが、委員構成の半数が学校職員になることは公平・中立な判断を行うことが期待できなかったことは明らかである。

② (外部) 有識者の関与が不十分であること

ア 外部有識者が関与する前に結論の方向性が決められていること

学校調査組織は第2回会議まで学校職員のみで構成されており、さらに構成員に校長と当該部監督が含まれており、当初からいじめを否定する発言をしている校長と直接の関係者である監督が含まれていることは、公平・中立的な人選とは言い難い。

さらに、外部有識者が関与する前の第2回会議の時点で概要がまとめられており、第3回会議から初めて外部有識者が関与するが、たった1回の会議で報告内容が承認されていることから、外部有識者が主体的に調査に関わることができていないのは明白であり、外部有識者による十分な検討がされていない。

イ 専門家有識者の関与が限定的であること

既存の外部有識者のほかに、被害生徒側からの要請により、専門家有識者として弁護士、学術関係者、心理士が途中で構成員に加わったが、これらの専門家有識者の関与は、既に結論が出ていた一次報告書を読み意見書を提出するという方法のみの関与であり、積極的に調査に参加することができる立場ではなかった。

(4) 再調査を行うにあたっての要望

再調査請求書内で再調査にあたっての要望として「資料の保存と廃棄資料の日時と責任者の特定」「調査にあたり、被害生徒や両親への説明と調査への要望を確認すること」が挙げられている。

3 再調査の決定

県は学校調査組織の調査結果に対し、被害生徒側への意見聴取などが行われていないこと、最終答申では暴言等についていじめと認めているが、それに対する学校の対応の検証や再発防止策が検討されていないことなどから、学校調査組織の調査は不十分として再調査の実施を決定した。

なお、知事から本委員会に対する諮問事項は「1 はじめに」で記載したとおりである。

第4 調査方針

1 再調査の方針

当該校において平成29年に発生した事案に対し、「いじめの全容解明」「いじめと心身障がい・不登校の因果関係」「学校の設置者及び学校の対応」について調査・検証を行う。

2 調査の進め方

本委員会では、「1 再調査の方針」で述べた各項目について調査・検証を行うため、まず被害生徒側に聴き取り等を行い、調査の希望を確認した上で学校への調査を進めることとした。調査方針の検討にあたり、被害生徒A、Bに対し書面にて学校調査組織の報告書に記載のある行為以外のいじめ行為の有無、当時の部員やクラスメイトの連絡先提供の可否について確認を行っている。

なお、本再調査に関して被害生徒A、Bは同じ4名の弁護士を代理人として委任しており、被害生徒に対する連絡調整は全て代理人弁護団経由で行った。

第5 被害生徒への調査

1 調査方針説明 (R2.10 実施)

調査にあたり被害生徒家族と代理人弁護団に対し、委員会より調査方針や今後の進め方について説明を行った。今後の聴き取り調査などにあたり、被害生徒A、Bの家族からは被害生徒A、Bとも当時の出来事を思い出したりすると感情が不安定になるため、調査においては配慮を求める旨の要望があった。

2 書面調査の実施 (R2.11~R3.11)

被害生徒の心身の状態を考慮すると長時間の聴き取りは困難と思われるため、本委員会で検討した結果、委員会からの質問事項を書面で回答してもらい、その内容を踏まえて聴き取り項目を整理し、被害生徒A、Bに対する聴き取り調査を進めることとした。

委員会では被害生徒と御家族への質問事項を整理し、令和2年11月に代理人弁護団を通じて回答を依頼した。質問項目については、被害生徒AとBで共通の項目のほか各自への項目を設けた。

(調査項目は別紙1のとおり)

被害生徒A、Bともに当時の出来事を思い出すことに対する心身の負担があるとして、本委員会への回答までに約1年を要したが、御家族の協力もいただき回答をいただいたところである。

平成29年6月に当該部の1年生がパニックを起こしてから夏休みまでの期間、被害生徒AとBは一時実家に帰省し、その後寮には戻らず同じ1年生の自宅から通学を再開、7月中旬に[]に寮に戻った。

両家族からは、この期間の被害生徒の様子について、精神的に不安定であり、学校への通学を再開した後も学内で当該部の先輩に会うのが怖いとなるべく接触を避けるようにしていたとの回答があった。

また、被害生徒が登校を再開してから夏休みに入るまでの期間に学校が行った面談に関しては、被害生徒A側からは詳細は覚えていないが「希望が見える内容ではなかった」こと、被害生徒B側から「先輩からの暴言等はいじめではなく、あなたたちが変わる必要がある」として被害者側の弱さや幼

さを指摘して説得する内容であったとの回答があった。

2学期からの不登校の原因については、被害生徒A、B両方から被害生徒の精神的な不安定さによるものと回答があり、転学を考えた理由については、被害生徒Aの家族からは当該校には行きたくないが■■■■■を続けたいという被害生徒A本人の意向があったこと、被害生徒Bの家族からはいじめを認めない・対応しない学校の対応への不信感や被害生徒B本人の精神面を考慮して決断したとの回答があった。

こうした被害生徒A、B及び家族からの回答は、学校調査組織の調査報告書内の7月に被害生徒A、Bが一時登校を再開した際の様子として、「上級生が学校にいた時もクラスには何の問題もなく入っていた」「登校後の面談では不安を話せるようにしていた」とする記載とは様子が異なっている。また、不登校や心身障がいの原因はあくまで転学が上手くいかなかったことが原因との見解とも一致していない。

また、転学に関して、被害生徒Aの家族は学校には子どもの将来を考えて協力してもらいたかったと述べており、被害生徒Bの家族は校長が「いじめと認めると忙しくなる」、「第三者委員会が入ると困る」と話しているの聞き、学校への不信感があったことから転学を受け入れてくれる高校を探していたこと。■■■■■高校の■■■■■部監督には相談していたが学校同士で正規のやり取りをしてもらいたいと考えていたこと、学校には相手方の高校との話し合いをお願いしたが、対応が遅かったためカリキュラム対応ができず転学不可になったとして学校の対応に疑問を呈す回答があった。

また、学校は転学をさせると被害生徒側には言っていたが、その裏で■■■■■高校に転学希望を引き抜きと批判する内容の手紙を送っていたことなどから、学校の対応への憤りといじめられている生徒を最優先に守ってほしかったとの回答があった。

3 聴き取り調査 (R3.12)

書面調査の回答を得た後、本委員会から被害生徒A、B本人と御家族への聴き取り調査を実施した。

調査にあたっては、被害生徒両名の精神的な負担を考慮し、可能な限り短時間で完了するよう事前に担当委員で打ち合わせをし、書面調査の回答内容の確認と聴き取り項目を整理した。

当日は被害生徒A、Bが県外在住であることから、オンラインで県庁、被害生徒、被害生徒代理人の三者を接続し担当委員による聴き取り調査を行った。

聴き取り調査は被害生徒AとBを個別に実施し、項目は大きく分けて「最近の生活の様子や健康状態」「今の生活に当時の出来事がどのように影響しているか」「この再調査や学校に対する要望」の3項目とした。

被害生徒Aからは、■■■■■

■■■■■ことがあること、■■■■■

■■■■■にしていること、■■■■■

■■■■■があった話がされた。

また、■■■■■

■■■■■との話があった。

被害生徒Aの家族からは子どもの人生が変わってしまった出来事であり学校には真剣に考えても

らいたいとの希望が出された。

被害生徒Bは、聴き取りを行った令和3年12月時点では [REDACTED]、当時の出来事を考えたり思い出したりすると具合が悪くなることもあること、 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]と述べている。

[REDACTED]

[REDACTED]と話があった。

本委員会や学校に対する要望として、被害生徒Bは学校に対しては悪かったことを認めてほしいと希望しており、被害生徒Bの家族からも学校が当初はいじめを認めず最終的に被害生徒が退学してから調査報告書でいじめを認めたこと、学校が転学を認めるという話を当初していたがその裏で [REDACTED] 高校への批判の文書を送っていたことへの不信感が話され、学校の真意を知りたいとの要望が出された。

第6 学校への調査

1 学校への調査項目

被害生徒A、Bへの聴き取り調査後、回答内容や学校に対する要望を踏まえて、本委員会で学校及び学校調査組織への質問事項や提供を求める資料について整理した。

学校への調査項目は大きく分類して以下のとおりとなる。(調査項目の詳細は別紙2のとおり)
なお、1～2回目の調査時に当該校で当時の調査記録等の廃棄が明らかになったことから、3回目以降の調査依頼時は項目に書類廃棄に関する内容を追加した。(調査項目の詳細は別紙2のとおり)

(1) 学校への調査項目

- ① 当時の学校の組織体制やいじめ対策への取組
- ② 当時の関係教職員の在籍状況と連絡先の提供
- ③ 学校調査組織の人選の考え方
- ④ 学校調査組織の調査報告書や被害生徒への調査で述べられた学校の対応について
(対応の理由や意図、事実関係の確認)
- ⑤ 当時のヒアリング、転学照会等に関する資料提供
- ⑥ 転学照会への対応
- ⑦ 被害生徒の心身不調に関する認識
- ⑧ 被害生徒への調査結果の説明の有無
- ⑨ 学校としての対応の検証や再発防止策の検討状況
- ⑩ 記録の廃棄について (3回目以降追加)

(2) 学校調査組織への調査項目

- ① 一次調査報告書、最終答申に記載の学校調査組織の見解等について

- ② 会議の開催状況、検討内容、開催記録の提供について
- ③ ■■■の高校に対する転学照会の対応検証の有無
- ④ 学校の対応の検証と再発防止策の検討状況
- ⑤ 記録の廃棄について（3回目以降追加）

調査にあたっては質問項目が多岐に渡ることで、当時の調査資料等の提供を求めることから被害生徒への調査と同様に、まずは書面で質問項目への回答と関係資料の提供を依頼し、その内容を整理の上、聴き取りへの協力を依頼することとした。

2 書面調査とその結果（R4.4～）

（1）1回目の書面調査（R4.4）

令和4年4月に、学校への調査は校長に、学校調査組織への調査は当時■■■を務めていた教諭あてに本委員会からの依頼文書と調査票を送付した。

この調査協力依頼に関しては、校長から電話で、調査報告書提出から3年が経過しての再調査依頼に対する非難と、当時の調査や聴き取りの記録は全て廃棄したため本委員会からの調査には回答できない旨が伝えられた。

また、当時の学校調査組織の■■■である教諭に連絡したところ、校長と相談の上、学校の対応に合わせる旨の回答があり、この1回目の調査はいずれも協力を得られず終了した。

（2）2回目の書面調査（R4.5）

1回目の調査が学校からの電話回答のみであったため、再度同じ調査項目で依頼文書を送付し、調査協力ができない場合はその理由について書面による回答を依頼した。

これに対し、学校から調査には協力できないため書面によりその旨を送付すると電話連絡があった。その際、被害生徒側への調査は代理人ではなく本当に被害生徒本人に行っているのかの確認と、当時、学校調査組織の調査が完了した際に保護者には報告しているが、何も返事が無かったため終わったものだと思っているとの説明があった。

その後、校長名で「種々の調査については卒業学年をもって廃棄し、指導要録のみを保存しているため、当時の手記や書類等も全て廃棄していること」「当時の当該部生徒や監督、コーチも卒業・退職しており不確かな情報で回答はできないこと」を理由に再調査への協力はできないとの回答文書が委員会あて送付された。

学校の回答から数日後、学校調査組織あての調査依頼も、「卒業学年の種々の調査に関しては対象生徒の卒業を待って、当時の手記や書類、議事録等はすべて破棄している」ことを理由として協力はできない旨の文書が委員会に送付された。

（3）3回目の書面調査（R4.7）

文部科学省のガイドラインでは、調査により把握した情報の記録について最低5年間の保存が望ましいとされており、さらに廃棄は被害生徒や保護者への説明の上行うこととされている。

この記録の取り扱いを巡り、調査項目へ新たに書類の廃棄に関する内容を加え、調査票も「回答に当時の記録を要する項目」「記録が無くても回答可能な項目」の2種類に整理して、それぞれ

れ学校と学校調査組織あてに調査協力依頼文書と共に送付した。

本委員会からの3度目の調査協力依頼に対し、校長と当時の学校調査組織の[]であった教諭の連名で書類廃棄に関する項目のみ回答があった。

まず、記録の廃棄を被害生徒に説明したかという点は、平成31年1月に県と被害生徒兩名に最終の調査報告書を送付したが、双方から再調査等の依頼はなかったため翌月学校調査組織を解散したこと、令和2年3月末に被害生徒の同級生が卒業したことから学籍簿のみ残して他の書類は廃棄したこと、この廃棄は誰の権限でもなく、学校の通常の取り扱いとして行われているとの回答があった。

廃棄した書類は最終報告書を除いて付随する全てとなり、廃棄の根拠に関しても学校での通常の取り扱いに倣って行ったとしている。

また、校長は当時被害生徒代理人からの要望により、学校調査組織の構成員から外れたことから最終報告書以外の資料を持たないこと、当時の学校調査組織は解散したことから当時の[]である教諭も回答の権限を有さないとして調査協力依頼を拒否するとしている。

(4) 被害生徒への進捗報告 (R4.10)

この時点で学校からの調査協力が十分に得られていないことから、委員会では今後の対応を協議すると共に、被害生徒への進捗報告として代理人弁護団に学校から協力を得られていない現状を文書にて報告した。

(5) 学校訪問と4回目の書面調査 (R5.1)

書面での協力依頼ではこれ以上の進展は望めないとして、本委員会は学校に対して訪問のうえ、調査の趣旨などを直接説明したい旨を申し入れた。

学校はこれに応じ、令和5年1月18日に本委員会の委員3名と事務局職員が当該校を訪問し校長と面会した。この面会では、まず、校長から被害生徒が学校に来られなかった理由はいくまで転学がうまくいかなかったことが原因であること、学校としては本事案をいじめ重大事態とは認識しておらず、県が勝手に重大事態だと決めたという見解が述べられた。

再調査への協力については、当事者である学校の意向を抜きに再調査の判断を行った県への非難がまず述べられ、当時の当該部生徒や監督、コーチも皆卒業や退職したため関係者がいないこと、記録も廃棄し、自身は代理人から学校調査組織の構成員から外れるよう要請があったことから当時のいじめ調査に関しては回答できる人間がいないとして、書面調査の時と同様に協力を拒否された。

委員から、調査項目には当時の記録によらず回答できる項目があること、学校の一般的ないじめ対策や本事案に関する学校としての見解を聞いている項目もあるので、それらに関しては現在の体制でも回答ができるとして調査への協力を要請したところ、学校のいじめ対策など一般的事項については調査に回答するとの意向が示されたことから、委員長から調査票をその場で手交し回答を依頼した。

なお、学校調査組織の関係者は同席しなかったため、後日郵送で改めて当時の[]あてに調査協力依頼文書と調査票を送付した。

(6) 4回目の書面調査に対する回答

令和5年2月2日付けで、校長名で「[] いじめ事案に係る書面調査に対する見解について」(※脱字は原文通り転記)として、本委員会からの調査事項の一部を回答する文書が送付された。

文書の前半では、平成31年4月に学校が県に送付した「[] 報告書(最終答申)に対する照会について(※脱字は原文通り転記)」の全文が引用(内容は10ページ「調査報告書(最終答申)に対する県からの照会(H31.3)」を参照)されており、既に当該文書で回答を詳細に述べているとして、以降は校長の私見として本委員会からの質問事項の一部について回答があった。

校長の私見として、被害生徒の不登校や心身不調の理由は[] 高校への転学が上手くいかなかったことが主因であるとし、調査報告書と変わらない見解を示しているほか、学校調査組織の調査に被害生徒側の意向が反映されていない点については、何度も文書や電話で意見を求めたが拒否されたためできていないとし、資料の廃棄に関しては、調査結果に対して被害生徒や県から問い合わせや意見がなかったため廃棄したと述べている。

基本的な主張は前述の平成31年4月に県に送付された文書と変わっていないが、今回の照会では再発防止策について回答が得られており、学校では「死ね、消えろ」の言葉がいじめと認定されたのであり、これらの言葉はたとえ練習中でも使ってはいけないと周知したことを再発防止策として挙げている。

なお、学校調査組織あての調査に対しては、相手方から現在の職務では一切回答不要との指示を校長より確認したとの文書が委員会あて送付された。

本委員会では、これ以上の要請を行っても学校から協力を得られる可能性が低いこと、既に回答を得た調査項目以外は前述の理由(書類廃棄、学校調査組織の構成員から外れたこと)により回答を拒否される蓋然性が高いとして、学校に対する調査をここで終了することを決定した。

調査項目への回答と併せて依頼していた当時の関係者の連絡先提供についても、同様に提供を受けることは困難と判断されたため、委員会で検討の上、監督、コーチなど当時の関係者に対する調査も断念する判断となった。

第7 被害生徒への進捗報告と要望事項

令和5年2月17日に本委員会から代理人弁護士に学校調査の経過を説明し、弁護士より被害生徒への直接の説明の要望があったことから、令和5年5月24日に被害生徒両名の父親への進捗説明を実施した。その際、被害生徒家族が当時学校とのやり取りを録音した音声データの確認について要望があったことから、以下の3種類の録音記録を委員会で確認した。

- 1 部活動内のトラブルを受けた保護者説明会(平成29年7月8日)
- 2 校長と監督による被害生徒A宅の家庭訪問(平成29年7月12日又は13日)
- 3 被害生徒B家族と校長の面談(平成29年10月頃 ※詳細時期不明)

第8 いじめの認定について

1 いじめ防止対策推進法によるいじめの定義

法第2条では、いじめの定義を「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」としている。

<いじめ防止対策推進法第二条>

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」では、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要であるとされている。

2 学校におけるいじめの認定について

(1) [] 一次報告書での見解

学校調査組織の一次報告書では練習中の「死ね」等の言動は不適切と認めているものの、誰かを集団でいじめようという意図は確認できなかったとして、いじめとは認められないとしている。

この学校調査組織の判断では、加害者側がいじめを意図していたかどうかを判断として挙げているが、法第2条ではいじめの定義として「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じている」ことを挙げており、加害者側がいじめと認識していたか否かによりいじめかどうかを判断することは、法による定義と合致していない。

(2) [] 報告書(最終答申)での見解

専門家有識者3名から意見を踏まえて、学校調査組織の最終答申では練習中の「死ね、消えろ、帰れ」などの暴言をいじめと認定している。

しかし、調査報告書内で挙げていたその他の行為（廊下等ですれ違う際に死ね等の言葉を投げかけている、挨拶をしても無視をする）について、どのような議論がなされたのか触れられていない。

また、どのような検討を経て一次報告書から結論を変えたのかという点も記載されていない。

3 いじめ行為について

(1) 学校調査組織の調査報告書で事実関係を認めている内容

学校調査組織の調査報告書（一次報告書・最終答申）では、部員に対するヒアリングの結果として、次のとおり事実関係を認めている。なお、これらの事実関係は、平成29年7月8日に行われた保護者説明会でも学校から説明されている。

- ① 「死ね、消えろ、帰れ」との声が監督のいないところではコーチも含め、3年生が1年生に対して言い放っていることが認められる。

- ② 寮や学校等の廊下ですれ違い時に1年生に投げかけていることが可能性としてあるが、1年生からの聴き取りでも特に特定できる人物は認められない。
 - ③ 1年生が挨拶したのに先輩が無視した可能性がある。但し特定はできないし、先輩たちはその(※認識がなかった)。
- ※ 報告書中では「先輩たちはその」で文書が途切れているが、その後の本委員会の再調査で「先輩たちはその認識がなかった」の記載であることを確認した

(2) 被害生徒側から訴えがあったその他のいじめの内容

被害生徒側への書面や聴き取り調査では、被害生徒Bより学校調査組織の報告書に記載があった以外のいじめ行為として、次の行為の訴えがあった。

- ① 3年生AとBからの「いなくていいよ」「やめてもいいよ」の暴言。
- ② 2年生AとB、その他複数、Aコーチからの「調子こいてんな」「ふざけんな」の暴言。
- ③ 2、3年生集団での無視、にらみ(大会中、練習中、寮での日常生活)、挨拶を一切返さない、返事をしない、無言でじっと見られる
- ④ 1年生が何をやっても文句を付けられ怒られる。3年生に言われたことをやると2年生が怒る場合が多い。2年、3年、Aコーチは個別に指示する内容が異なっており、何をやっても文句を付けられ怒られる。
- ⑤ 6月のミーティングで1年生が過呼吸を起こして救急搬送された際、パニックになって自宅へ帰ろうと駅に向かおうとしたら、先輩に強制的に拘束され軟禁状態とされた。
- ⑥ 3年生の携帯電話が壊されたときに3年生から犯人として疑われた。(相手方不明)
- ⑦ 3年生から男子と電話するなど言われた。(相手方不明)
- ⑧ 2、3年生からクラスの男子と仲良くするなど言われた。(相手方不明)
- ⑨ 2年生に入学式の写真を親子で撮らせてもらえなかった。(相手方不明)
- ⑩ 入学前の遠征の際に、当時2年生の先輩から入学したら覚悟しろと脅された。(相手方不明)

(3) 代理人弁護士より本委員会へ提示された、新資料がなくてもいじめと認定すべきとの訴えがあった事項

令和5年5月16日付けで、代理人弁護士より本再調査に対する文書が送付され、学校の書類を廃棄したとの回答を踏まえた上で、新資料がなくてもいじめと認定すべき事項として以下の項目が挙げられている。

- ① 部活動の練習中、3年生AとBが1年生に「死ね」「消えろ」「使えない」などの言葉を言い向けた。
 - ② 2年生Aが1年生に、挨拶をされても頷くしか反応しない、返事を雑にする、ボール拾いや荷物運びなどの仕事を2年生が気付く前に動けない1年生に対して冷たい言動をとった。
 - ③ ████████の平成29年6月25日又はその前後、部活動内のミーティングにおいて、顧問から「1年生の応援が悪いのは3年生の指導が駄目だから」との指摘がなされた後、2年生Bが被害生徒Bに対し、「なんでそういう表情をしているの」と言い向け、2年生Aが1年生に向かって「1年いなくていいから」「うちらだけで回る、1年いる必要ない」などと言った。
- その結果、被害生徒AとBが過呼吸状態となった。なお、その場にはAコーチも同席して

いた、2年生AとBは後に強く言い過ぎたことは認めている。

4 本委員会におけるいじめの認定について

(1) 認定にあたっての考え方

本委員会では前段の「3 いじめ行為について」で挙げられている行為を「事実関係の確認が可能か」「被害生徒が苦痛を感じているか」の観点から、いじめの認定について整理した。事実関係の確認は、今回の調査では当時学校が行ったヒアリングの記録の確認や関係者への聴取ができなかったため、学校調査組織の調査報告書や被害生徒側から提供があった録音記録など現存している資料を基に分析した。

本事案におけるいじめの事実確認で難しい点として、いじめとして問題になりうる行為が被害生徒A、Bに限定して行われていたとは必ずしも言えず、1年生全体に対する行為として事実関係が認められる行為が挙げられる。

そのため、対象が特定できない行為であっても、1年生全体に行われていたと認められるもので被害生徒A、Bが苦痛を感じていた行為は、「児童等が心身の苦痛を感じている」ことを要件とする法の定義に照らし「いじめ」と認定する。

(2) いじめの認定について

(1)の観点から各行為について確認すると、まず、学校調査組織の調査報告書でも認定された「死ね、消えろ、帰れ」などの暴言は、3年生のAとBが自身が言ったと認めており、1年生に向けてそのような言葉が投げられていたという他部員からの証言もあることから、本委員会でも被害生徒A、Bに対するいじめであると認定する。

他に、挨拶を返さない、ボール運び等の仕事に気が付かない1年生に冷たい言動を取ったという行為について、2年生Aが自身がそのような態度を取ったことを認めており、1年生は無視や上級生の冷たい言動に苦痛を感じていたため、これらの行為もいじめと認めることができる。

平成29年6月25日に行われたミーティングでは、顧問や3年生の指導後に部屋に入ってきた2年生のAとBが、1年生に対して「1年いないから」「1年いる必要ない」などの言葉を向けており、被害生徒Bはこの発言が原因で自分と被害生徒Aは過呼吸を起こしたと述べている。2年生のAとBはミーティング中に被害生徒Bが眠そうにしていたとの話を3年生から聞き、顧問や3年生が退室後に1年生に注意をしたと認めている。また、保護者説明会では部員へのヒアリングで「1年生がいると悪影響と言われた」「1年生全員が泣いていた」という発言があったことも学校から説明されており、2年生A、Bの発言を被害生徒A、Bを含む1年生が苦痛と感じていたと考えられることから、これらの行為もいじめと認定できる。

他にも、学校が行ったヒアリングや本委員会の再調査での被害生徒A、Bの証言として、学校の廊下や寮で「死ね」などの言葉を言われた、「調子こいてんな」などの発言があった、上級生から睨まれる、無視されるなどの行為も挙げられており、これらの行為は個別に誰が行ったか事実認定が困難であったが、被害生徒A、Bだけではなく複数の1年生が練習内外で上級生から威圧的言動があったことを述べており、部活動全体として上級生から下級生へのこのような行為が日常的に行われていた、また、容認されていた状況であったと推察される。

なお、被害生徒側から訴えがあった個別の行為の中には、今回の再調査では事案から時間が経

過しており関係者からの聴き取り等が困難であったことや、学校側の当時のヒアリング記録等の確認ができず事実関係を認めるまでの証言や資料を得られなかった行為もある。

被害生徒側から訴えがあった行為でいじめと認定したものは次頁以降で一覧として整理している。

＜被害生徒A、B共通＞

「3 いじめ行為について」の項目番号	行為	事実関係の確認	被害生徒が苦痛と感じたか	いじめの認定
(1)-① (2)-① (3)-①	「死ね、消えろ、帰れ」などの言葉を3年生AとBが1年生に言い放っていた。	学校が行ったヒアリングで、3年生がそのような発言をしていた旨の証言が複数あるほか、3年生のA、Bも「死ね」等の発言をしたと認めており、日常的に威圧的な言動があったと認められる。	上級生からの発言に被害生徒や他1年生が苦痛を感じたと述べる。	3年生A、Bからのいじめと認定できる。
(1)-②	寮や学校の廊下内で「死ね」などの言葉をすれ違い時に言われる。	人物の特定や言われた内容の特定は困難であるが、被害生徒Aはすれ違い時に「死ね」との言葉を言われた、他の1年生も寮内で上級生が1年生の愚痴を聞こえるように言うなどの証言があり、「死ね」という言葉が特定できないが練習中以外の場面でも1年生に対する悪口などの行為が行われていたと認められる。	被害生徒や他1年生は上級生からの悪口に苦痛を感じたと述べる。	上級生からのいじめと認定できる。
(1)-③	1年生が挨拶したのに無視をした。	対象者や相手が特定されていないが、学校が行ったヒアリングで上級生から挨拶を無視されたことと証言する1年生が複数いたこと、2年生Aが挨拶をされても頷くしか反応しなかったことがあると認めていること、他の2年生が同学年で1年生の挨拶を無視する人がいると証言していることから、特定の2年生が1年生を意図的に無視した事実はあると認められる	無視に対して被害生徒や他1年生は苦痛を感じたと述べる。	特定の2年生からのいじめと認定できる。

(3)-②	<p>2年生Aが1年生に対し、挨拶をされても頷くしか反応しない、返事を雑にする、ボール拾いや荷物運びなどの仕事を2年生が気付く前に動けない1年生に対して冷たい言動をとった</p>	<p>2年生Aが学校のヒアリング時に、2年生が動く前に気が付くことができないう1年生に対し、返事を雑にしたり冷たい言動をとったと認めている。</p>	<p>2年生Aのこの行為に被害生徒や他1年生が苦痛を感じたといえる。</p>	<p>2年生Aからのいじめと認定できる。</p>
(3)-③	<p>の平成29年6月25日又はその前後、部活動内のミーティングにおいて、顧問から「1年生の応援が悪いのは3年生の指導が駄目だから」との指摘がなされた後、2年生Bが被害生徒Bに対し、「なんでもさういう表情をしているの」と言い向け、2年生Aが1年生に向かって「1年いなくていいから」「うちらだけで回る、1年いらない」などと言った。</p>	<p>2年生の証言で、終了後に3年生Aが1年生に指導したが、居眠りしている1年生がいたため、2年生A、B、Cが1年生に話をしたと証言している。これについて、1年生Aが「2年生からダメ出しを受けた」と証言していること、2年生Cが指導後に泣いている子がいたと話していることから、2年生から1年生に対して指導があったことは認められる。</p>	<p>被害生徒AとBはこの時の指導が原因で過呼吸を起こしているほか、泣き出す1年生もいたことから苦痛を感じているといえる。</p>	<p>2年生A、Bからのいじめと認定できる。</p>

＜被害生徒Bから訴えがあった行為＞

「(3)いじめ行為について」の項目番号	行為	事実関係の確認	被害生徒が苦痛と感じたか	いじめ行為の認定
(2)-②	2年生AやB、その他複数生徒、Aコーチからの「調子こいてんな」「ふざけんな」の暴言。	「調子こいてんな」「ふざけんな」と具体的に暴言の内容は特定はできないが、2年生からの威圧的な発言があったと証言する1年生が複数名いることから、暴言はあったと認められる。	2年生からの暴言に1年生は苦痛を感じたといえる。	2年生からのいじめと認定できる。
(2)-③	2、3年生集団での無視、にらみ(大会中、練習中、寮での日常生活)、挨拶を一切返さない、返事をしない、無言でじつと見られる	「にらみ」と「無言でじつと見られる」は他に同様の証言をしている1年生がおおらず事実確認が困難。 挨拶を返さない、無視、返事をしないは他の1年生からも証言があり、2年生Aは挨拶をされても頷くしかしなかったこともあつと認めていることから、そのような行為があつたと認められる。	上級生からの無視などの行為に1年生は苦痛を感じたといえる。	挨拶を返さない、無視、返事をしないの行為は少なくとも特定の2年生から1年生に行われたことは確認でき、いじめと認定できる。
(2)-④	1年生が何をやっても文句を付けられ怒られる。3年生に言われたことをやると2年生が怒る場合が多い。2年、3年、Aコーチは個別に指示する内容が異なっており、何をやっても文句を付けられ怒られる。	被害生徒Bのほか、数名の1年生が3年生からの指示に従い行動すると、2年生から叱られる、怒られるとの証言があり、そのような行為があつたと認められる。	2、3年生で異なった指示を出され、怒られたり文句を付けられることで1年生が苦痛を感じたといえる。	一方的に文句をつける、怒る行為は上級生からのいじめと認定できる。

5 被害生徒の不登校・心身不調について

(1) 被害生徒の不登校・心身不調に関する経過

平成 29 年 6 月 25 日に複数の 1 年生がパニック状態となった後、被害生徒 A と B は過度の緊張があるとして、学校の判断により他 3 名の 1 年生と共に自宅に帰省した。帰省後は 7 月 10 日まで学校を欠席するが、7 月 11 日から同じく帰省していた県内の 1 年生の自宅から登校を再開し、部活動には復帰できなかったが、夏休みに入るまで登校を続け教室で授業を受けている。

夏休み明けに他県の高校への転学希望が保護者より学校に伝えられ、以降は被害生徒 A、B 共に登校することはなく被害生徒 B が平成 29 年 12 月、被害生徒 A は平成 30 年 2 月頃に退学した。

また、心身不調に関しては被害生徒 A、B に医師から以下の診断が出されてほか、本委員会のヒアリングに対して被害生徒 A、B 両名から、当時の部活動内での出来事による現在の心身への影響について述べられている。

【被害生徒 A、B 診断書】

- ・平成 29 年 9 月 16 日付け被害生徒 A 診断書 [REDACTED]
- ・平成 29 年 9 月 25 日付け被害生徒 B 診断書 [REDACTED]
- ・平成 29 年 12 月 16 日付け被害生徒 B 診断書 [REDACTED]

(2) 本委員会の見解

不登校に関しては、6 月 25 日のミーティング後に複数の 1 年生がパニック状態となった後、7 月 10 日まで被害生徒が学校に来ることができなかったのは明らかに部活動内の出来事が原因であり、その点は学校調査組織の報告書内でも前述のとおり過度の緊張があると学校が判断して自宅に帰省させたと認めている。

夏休み明け以降は被害生徒 A、B が他校への転学を希望し、その後退学まで登校することはなかったが、この転学希望に関しては、本委員会の再調査に被害生徒側は部活動内での出来事や、その後の学校の対応に関して不信感を抱いたことが転学を考えるきっかけになったと述べている。

また、本委員会による被害生徒への聴き取り調査において、被害生徒 A は [REDACTED]

[REDACTED] と答えている。

被害生徒 B は聴き取りを実施した令和 3 年 12 月時点では [REDACTED]、本委員会の調査に対して [REDACTED]

[REDACTED] と答えており、当時の部活動での出来事が今も被害生徒 A と B の心理面に影響を与えていることが伺える。

従って、学校調査組織の報告書では、被害生徒の不登校や心身不調は全て他県の高校への転学手続きが上手く進まなかったことが原因であるとの見解が示されており、本委員会から学校に対する再調査でも同様の見解が回答されているが、本委員会としては、被害生徒が学校に来なくなるまでの一連の経過や被害生徒への調査結果も踏まえ、被害生徒の不登校や心身不調に関する全てが学校側の述べる転学手続きに関する不安感のみに起因するものとは言えないと考える。

第9 学校の対応への考察について

1 部活動の指導について

調査報告書に記載のヒアリング記録や、平成29年7月8日の保護者説明会での録音記録を確認すると、上級生から自分たちもこれまで上級生から厳しい指導を受けてきた、今回の件は1年生の至らない点を指導したという趣旨の発言が見られる。

部活動を行う中で規律や規範を維持するため、時には上級生の立場から下級生に厳しい態度を示す必要はあるものと考えられる。

しかし、「死ね」などの言葉を使うことや、下級生が常に不安や恐怖を感じるような威圧的な対応を取ることは、部活動の指導としては適切ではない。被害生徒からいじめとしての訴えはなかったが、保護者説明会の録音記録では部員へのヒアリング内で「移動中のバスで寝ていた1年生の頭を2年生が叩いた」という発言があったことも学校から述べられており、これらの行為が「指導」として許容されるような風土があったとしたらそれは問題である。

また、学校調査組織の調査報告書では、生徒間だけではなくAコーチからも生徒に対して「死ね、消えろ、帰れ」の暴言があったと認定している。被害生徒Bは本委員会からの確認に対し、当該コーチから「調子こいてんな、ふざけんな」などの暴言もあったと答えている。

第8のいじめの認定では、法第2条での生徒間の行為といういじめの定義に倣い、上記コーチの対応については述べていないが、部の指導者である大人がそのような言葉を生徒に対して向けていたのは本来非常に大きな問題である。当該コーチに関しては、学校は本委員会からの質問に解任したと述べているが、その解任理由も上記の暴言等によるものかは明らかではない。

本来であれば上級生の「死ね」などの暴言を諫める立場にあるコーチが、自身もそのような発言を生徒に向けていたのは、当該部の体制としてそのような言動が許容されていたということになりかねない。調査報告書ではこれらの言動は監督がいないところで行われていたとされているが、周囲の教職員で目撃した者はいなかったのか、いたとしたらこれを注意することはしなかったのか疑問である。

被害生徒や保護者への調査では、学校は面談などでも常に被害生徒が弱い、幼いという態度で接してきたと述べている。上記のような言動がチームを強くするための「指導」として部員が耐えるべき、乗り越えるべきものとして学校が捉えており、部活動の「指導」を理由として学校調査組織の最終答申が出されるまでいじめを認めなかったのだとしたら、認識を改めるべきところである。

2 事案発生後の初動対応について

平成29年6月に複数の1年生がパニックを起こした後、学校では該当の1年生だけではなく、当該部全員のヒアリングをすぐ実施している。この対応には起きたトラブルへの迅速な対処と個人ではなく部活動の問題として解決に当たろうとした学校側の姿勢が見て取れる。

また、これらのヒアリングは、部活動関係者には言いづらいこともあるとして、部活動に関係ない教員により行われており、この点は生徒に配慮した対応であると考えられる。

このヒアリングの結果、特定の誰かをいじめようとする意図はなかったとして、学校は早い段階で本事案はいじめに該当しないとの結論を出し、平成29年7月8日に行われた保護者説明会でも被害生徒Bの父親からの質問に対して、校長より本事案はいじめではないとする学校の見解が述べられているが、この点に関しては「第8 いじめの認定について」でも述べているとおり、「当該行為の

対象となった児童等が心身の苦痛を感じたか」をいじめとしている法の定義と合致していない。

一方で、その後に行われた校長と監督による被害生徒A、Bへの家庭訪問では、被害生徒Aの保護者から提供があった録音記録によると、被害生徒Aの部活動復帰に向けた話がされる一方で、校長から「いじめと認定すると大変」「県教委にも報告して逐一全部調べなければならず練習どころの話ではなくなる」という発言がされている。

後の本委員会の再調査で、学校はこの時のいじめを認定すると部活動ができなくなる旨の校長の発言の意図について、いじめという言葉が独り歩きすることへの懸念や、いじめとすることで逆に被害生徒の復帰が困難になることを予想したと答えているが、このような学校側の発言が被害生徒や保護者からの不信感を招き、その後の対応がより困難な状況になった一因であると本委員会では考える。

また、「いじめと認定すると大変」「練習どころの話ではない」という発言は言葉通りに捉えると、部活動を継続させるためにいじめを認めるわけにはいかないという意図が感じられかねないものである。

家庭訪問では、被害生徒Aの保護者より相手生徒からの謝罪にも触れられているが、学校側は無理に謝罪させることにより却って関係性が悪化するおそれがあるとして、丁寧に指導を行い自発的な反省を促していくと一見して被害生徒の立場にも配慮した見解を示している。しかし、その後に相手生徒への指導がどのように行われたのか、最終的に謝罪の意向は見られたのかということは被害生徒側に説明がされていない。

被害生徒A、Bが当該部への復帰に至らなかった要因には、部活動としての問題が改善されたか否かという点が被害生徒視点で最後まで明らかにならなかったこともあると考えられる。

学校は保護者説明会等で「死ぬ」等の暴言に対しては今後厳正な処分を行うと説明したが、専門家有識者の意見を踏まえた学校調査組織の最終答申が出されるまでの間、これらの行為についていじめとは認めておらず、部活動内の人間関係のトラブルとして対応している。

学校調査組織の報告書では、平成29年7月に被害生徒が一時学校に復帰した後、学校は10日間にわたりほぼ毎日面談を行い被害生徒の不安を話せるようにしていたと述べているが、本委員会による被害生徒側への調査ではこれらの面談について「あまり希望の見える内容ではなかった」「いじめではなく、あなたたちが変わる必要があるという内容を毎日言われた」と答えている。

家庭訪問や学校に一時復帰した後の面談など、学校として被害生徒側に配慮した対応を取っているように思われるが、学校側の前提としては「いじめではない」という意識があり、こうした点が被害生徒側からの不信感を招き転学希望や不登校などに繋がっていった可能性は否定できない。

学校として初動の段階で「いじめではない」と結論付けず、被害生徒側の心情に寄り添った対応が取られるべきであったと考えられる。

3 いじめ重大事態の判断と調査組織の立ち上げについて

平成29年12月22日に、代理人弁護士より県に本事案がいじめ重大事態に該当するとの訴えがあり、12月26日に県の私学担当部署から法第23条第2項に基づく通報として、国のガイドライン等に則った調査等を行うよう当該校に通知している。

学校はこの通知を受けて平成30年1月12日に学校調査組織を設置するが、この調査組織の設置に関して後に学校側は一貫して、県が一方的にいじめ重大事態を認定し、第三者を入れた調査組織の

設置も強制されたものだ」と主張している。また、最終答申が出された後、県からの照会に返答した文書では、いじめだと持ち込めば何でも対応する県の姿勢が問題であり、本来であれば現場の意見を聞き学校に任せるべきとの意見を述べている。

法第 28 条では、いじめ重大事態の要件を「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」としているが、学校は当初より、被害生徒の心身不調や不登校は転学手続きが上手くいかなかったことが原因であり、いじめ重大事態ではないとの見解を示している。

しかし、法第 28 条では重大事態の要件に該当する「疑い」がある場合はいじめ重大事態としての対応を行うとされており、国のガイドラインでもこの「疑い」は「被害生徒や保護者から申立てがあった時点で生じ、学校側が当該事案をいじめではないと捉えていたとしても、事実関係を明らかにするため調査にあたる必要がある」とされている。本事案では、少なくとも 12 月 26 日の県からの通報によって、学校は被害生徒側が本事案をいじめ重大事態と訴えていることを明確に把握していることから、その時点で学校として主体的に第三者を入れた調査等を実施する必要があったものと言える。

学校側は調査組織の設置やいじめの調査について強制されたと捉えていることから、被害生徒の訴えに関わらず、学校の判断により調査の要否を決定するとの認識を持っていると推察されるが、その認識は法や国のガイドラインに則ったものではない。

むしろ、平成 29 年 7 月 8 日の保護者説明会では、被害生徒 B の保護者からいじめ重大事態に当たるとの疑問が出されており、そうした意見を汲みながら、学校としてもっと早い段階からいじめの疑いがあるとして対応することが可能であったと考えられる。

4 学校調査組織による調査

(1) 学校調査組織による調査（一次報告書）

学校調査組織の一次調査報告書では、「 設置の経緯」として調査の経過が述べられているが、全 4 回の開催のうち 1、2 回目は学校の教職員のみで開催されており、外部有識者 3 名は 3、4 回目のみ参加となっている。

1 回目の会議は資料の確認を行ったとされているが、2 回目の会議では今回の事案の概要として「いじめ重大事態には当たらず、転学が上手くいかなかったことによる心身障がい」である旨が校長より に報告されている。

この記載を見るに、既に第 2 回会議では本事案がいじめ重大事態に当たらないことや、心身障がいの理由についても見解が示されているが、前述のとおり外部有識者の関与は第 3 回会議からであり、学校関係者のみの検討でこれらの結論は出されたことになる。

また、第 3 回会議は、外部有識者に対して校長から上記の経過を説明し承認を求めるという形で進められており、平成 30 年 1 月 12 日の学校調査組織設置から、第 3 回の開催が 1 月 23 日と短い期間で進められていることから、結論が外部委員が関与する第 3 回以前にはほぼ決まっていたような形であり、外部の委員を入れた調査組織としての調査や検証が十分になされているとは言い難いと考えられる。

(2) 学校調査組織による調査（最終答申）

学校調査組織による一次報告書が被害生徒に送付された後、被害生徒A、B兩名より調査結果について納得できないこと、構成員の人選について疑義を示す意見が述べられたことから、学校は専門家有識者として学術関係者、弁護士、心理士の3名に対して意見を求めている。

3名からの意見書では、一次報告書における見解について、いじめかどうかは被害を受けた側の苦痛や受け止め方により考えるものと述べられており、学校調査組織は最終答申において、いじめはなかったとする一次報告書の結論を改め、「死ね」などの暴言についてはいじめであったと認定している。

専門家有識者3名の意見書が出されてから、最終答申が出されるまでに2回会議が開催された旨が最終答申には記載されているが、その中でどのような議論があったのかは一切述べられず「死ね」などの暴言はいじめと認定するという結論が出されている。この2回の会議でどのような議論がなされたかについては、学校側で記録を破棄したため不明である。

また、専門家有識者3名からの意見の中には、一次報告書内の説明や検証の不足、被害生徒の心身不調の原因を「転学が上手くいかないこと」とする結論に対して疑義を示している意見もあるが、これらの意見を学校調査組織は最終答申に反映させてはいない。

文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」では、学校が行った調査資料の再分析を第三者に依頼したり、それに応じて新たな調査を行うことで重大事態の調査とする場合もあるとしており、専門家有識者に意見を求めた学校の対応はあり得ることと考えられるが、最終答申を取りまとめるにあたり、専門家有識者からの意見を踏まえた調査・検証が行われていたかは不明である。

(3) 委員の人選と調査への関わり方について

学校調査組織には外部委員3名（市教育委員会委員、県内公益財団法人職員、県内中学校校長）が構成員として含まれているが、その人選理由について調査報告書内の記載や被害生徒への説明がなされていない。

文部科学省の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」では調査組織について「公平性・中立性の確保」が必要とされており、専門的知識及び経験を有する第三者が職能団体等の推薦等により参加を図ることを努めるとされている。

また、同ガイドラインでは被害生徒・保護者に対して調査組織の人選が公平性・中立性が保たれていることを説明することとされているが、上記のとおり任命までの経過が明らかとなっておらず、被害生徒側にも説明がなされていない。

調査組織には、当初校長と当該部監督が委員として入っていたが、校長は保護者説明会などの場において本事案をいじめではないと説明しており、学校職員が半数以上を占めている当該組織の議論の中では、学校の管理者である校長の意向が大きく影響した可能性は否定できない。

平成30年1月12日に、学校調査組織の人選について学校が被害生徒兩名の父親と代理人に文書で通知しているが、1月15日には既に第1回会議を開催しており、1月23日の第3回会議では校長より外部委員に調査結果の意見を求め承認されている。

1月25日に代理人弁護団から県に対して委員構成の見直しを求める文書が提出され、県から学校に被害生徒側の意向が伝えられ、学校調査組織は調査結果のまとめを延期した。

その後、学校調査組織は、「被害生徒兩名とも学校からの連絡に反応を示さず、代理人との関係も把握できない」として、被害生徒兩家が異議申し立てを提出したならば専門家を入れた■■■■を開催するとして、同年5月に校長と当該部の監督を除いた構成員で第4回会議を開催し一次報告書を取りまとめている。

前述の外部委員の人選に関することや、いじめの調査において外部委員はどのように関わったのかなどに関し、本委員会からの再調査に対して当時の記録を破棄したとして回答が得られなかったため、これらの公平性・中立性については認めることは困難である。

また、外部委員3名は、直接被害生徒や関係生徒、教職員から直接意見を聞く機会を与えられておらず、有識者専門家3名は学校側の主張や情報を基にした一次報告書に対する意見を求められていることから、調査過程において法やガイドラインが求める公平性・中立性が確保された状況にあったかは疑問である。

(4) 被害生徒への説明

法第28条第2項では、いじめ重大事態の調査を行った時はその調査結果を被害生徒・保護者に適切に提供することとされている。

調査開始時の情報提供は、国のガイドラインにおいて調査に当たっては委員構成のほか、調査の進め方や調査事項について事前に被害生徒・保護者に説明した上で開始することとされている。

学校調査組織の調査においては、これらの説明がなされたか否かの確認ができず、県に提出された再調査請求書では、法やガイドラインに則った必要な説明が行われていないとの訴えがされている。

本委員会からの調査において、学校は被害生徒への事前説明や調査結果の報告について、「文書により再三通知したが被害生徒双方から音沙汰がなかった」と回答しているほか、一次報告書内でも「被害生徒兩名とも学校からの連絡に反応を示さず」と述べており、学校側として必要なアプローチを行ったが被害生徒から反応がなかったため説明を行わなかったとしている。

しかし、被害生徒側への調査では、被害生徒兩名の家族は学校が調査組織を設置してから調査報告書(最終答申)が送付されるまで、自分たちのところにはいじめの調査に関する一切連絡がなかったと述べている。

この検証のため、本委員会では、学校に対する調査において被害生徒への通知文書写しの提供を依頼したが、当時の調査資料は全て破棄したとして断られている。

確認できる範囲の資料では、一次報告書に添付されている、平成30年1月12日付けで被害生徒兩名の父親あてに送付された学校調査組織設置に関するお知らせ文書で、末尾に「弁護士から依頼された調査事項以外に何かあれば、ご意見をください」との記載がある。また、平成30年2月28日付けで被害生徒兩名の父親あてに「ご連絡」の題名で送付された文書では、■■■■高校への転学に関する学校からの質問事項が記載されている。

学校が関係資料を破棄したと述べている以上、学校から被害生徒側への何かしらのアプローチとして確認できる内容は上記の2つの文書となるが、学校の調査に関して被害生徒側の意向を反映しようとする意図や、調査結果の説明に努めようとする意図を当該文書から読み取ることが難しい。

被害生徒側へのアプローチ方法として、本事案では代理人弁護団が間に入っており、転校やいじめに関して学校と代理人弁護団の間でやり取りされた文書も残されている。代理人弁護団から学校へ委任関係についてどの程度説明されていたかは不明であり、また、学校側は代理人を通さずに基本は学校と生徒本人・保護者と直接やり取りすべきとの主張を様々な文書で述べているが、少なくとも学校は代理人の存在を認知しており、仮に被害生徒に連絡をして音沙汰がない場合でも、代理人弁護団へのアプローチなどの連絡手段はあったと考えられ、学校側の主張を理由に被害生徒への説明が困難であったとは言い難いと考えられる。

(5) 学校調査組織の調査報告書の客観性

学校調査組織の一次報告書では、学校調査組織としての見解か、学校側の見解か分かりかねる記載が多く見られ、この点でも調査の公平性や中立性について疑義を生じさせている。

- ・一次報告書 15 ページ 7 行目「被害生徒 A・B を含む 4 人は、気まずさから寮には戻らず」
- ・一次報告書 15 ページ 33～34 行目「 （修了式）では、被害生徒 A・B とも一番前で校長の講話をしっかりと目を合わせ聞いておりました」
- ・一次報告書 16 ページ 7～8 行目「「いじめられて先輩が怖い」という主張ならば、到底会場へ来るはずがないと思われます。」
- ・一次報告書 17 ページ 21～22 行目「本校で続けるかどうか迷っている生徒に対してあからさまな、引き抜きと思われる転校教唆は公的教育機関の高校として絶対許されないことであり」
- ・一次報告書 18 ページ 9 行目「他の方への責任転嫁も甚だしいと怒りを覚えました。」
- ・一次報告書 18 ページ 10～13 行目「本人たちは「転校する」といった手前、都合が悪くなり本校へ来れないとしか考えられません」
- ・一次報告書 20 ページ 21～23 行目「引き抜き行為がなければ転校を認めていいはずであるが、カリキュラムを理由に受け入れを拒否してきました」
- ・一次報告書 21 ページ 19～20 行目「あたかもすぐに転校照会をしない本校を憎むようになっていくことは想像できます」
- ・一次報告書 21 ページ 25～27 行目「ましてや被害生徒 B は、8 月 22 日に「私、転校します」と 部員及びクラスの生徒達に SNS でメッセージを送った手前、自分の立場がないと考えることが想像でき」
- ・一次報告書 22 ページ 8～10 行目「 の試合の前々日、前日に記者会見を行って、生徒の心理状態を攪乱するつもりでしょうか。常識を疑います。」

(6) 対応の検証と再発防止策

学校調査組織の最終答申では、「死ね」などの暴言をいじめと認めているが学校の対応の検証や再発防止策について記載がされていない。

学校は平成 29 年 7 月の保護者説明会で、コーチを含め「死ね、消えろ、帰れ」等の不適切発言が今後も続くようであれば、退部などの処分を行う旨を周知しており、本委員会の再調査でもこれらの対応が再発防止策であると回答している。

法やガイドラインにおいて、再発防止策とは、当該事案の再発防止はもとより、事案の検証を通じて当該学校における同種の事態の発生を防止するための対処を講じることとされている。

上記の不適切発言に対する処分は、当該部内の暴言に対する対処に留まるものであり、事案が起きた背景の分析や発生防止といった観点からの検討がなされたかの記述が調査報告書では見受けられない。

5 岩手県への調査結果報告後の対応

学校調査組織の調査報告書（最終答申）が平成31年1月に岩手県に提出された後、県は再発防止策等の記載が見られないことや被害生徒側への説明がなされているか疑義があるとして、2月に対面で校長に法やガイドラインに則った対応を行うよう促しているが、学校は既に調査を尽くしている認識であるとして対応を断っている。

同年3月にも今回の調査が法や国のガイドラインに則ったものか疑義があるとして、県から学校に調査に関する質問事項をまとめた文書が送付され、これに対して学校は、校長名の回答文書で見解を述べている。その中では、学校調査組織設置の問題点が述べられており、県が本事案をいじめ重大事態として学校に調査を求めたことについて、被害生徒・保護者、代理人からは直接学校に申し入れはなかったのに県が強制したとしてその対応を非難し、今回の照会に対しても到底許されるものではないと述べている。

また、調査内容に関する質問も学校調査組織は既に解散したとして回答はなく、当時の学校の対応は機敏かつ丁寧な誠意ある回答だとの見解を述べている。

学校は、当初いじめを否定していたが最終答申でいじめが認定されたことについて、一貫して当時の学校の対応は問題なかったと述べている。しかし、本委員会としては、いじめが認定された段階、もしくは県からの確認や照会があった段階で、学校として当時の対応に関する検証や振り返り、今後の再発防止策の検討が法やガイドラインに照らし改めて必要であったと考える。

6 本委員会の再調査への対応

第2-3「学校調査の経過」でも述べたとおり、学校は本事案に関する記録は調査報告書（最終答申）を除いて破棄しており、本委員会からの再調査に関する協力依頼は、記録破棄を理由に当初一切の回答を拒否されていた。

いじめ調査記録の保管に関しては、文部科学省のガイドライン内で記録の保存に関しては少なくとも5年保存することが望ましいとされている。また、記録の廃棄は被害児童生徒・保護者に説明の上で行うともされている。

本委員会の調査では、記録の破棄に関して学校は被害生徒と同学年の生徒が卒業する際に、一切を破棄したと回答しているが、上記のガイドラインを踏まえるとその対応は適切ではなかったと考えられる。

当該部部員へのヒアリング記録や学校調査組織の開催記録、転学に関する他校とのやり取りの記録など、当時の記録の破棄により事実関係の確認が困難となった事項が多々存在することは本委員会としても非常に残念なことである。

また、本委員会からの調査項目には、学校はいじめ防止対策に関する事項など、当時の記録によらず回答が可能な項目もあったが、当初学校側はそれらの項目にも一切回答の姿勢を見せず、数度の協力依頼によって回答を得ることができた。校長は本委員会による訪問時に、県が再調査の決定に当たり学校の意向確認をしなかったとして不服を述べており、そうした経過が再調査への非協力的な対

応に繋がった可能性も考えられるが、本委員会としては当初から協力の姿勢を得られなかったことは重ねて残念である。

7 被害生徒の転学について

被害生徒の転学希望への対応について、本委員会の職務ではその対応の是非を論じることはできないが、以下のとおり考察を加えたい。

(1) 転学手続きについて

被害生徒A、Bは県外の高校[]への転学を希望していたが、当該校はいずれも「カリキュラムが合わない」との理由で相手側より断られたと被害生徒・保護者には説明している。本委員会の再調査でこの時の学校と相手校とのやり取りの文書の提供を依頼したが、学校では文書等の記録を破棄したとして、平成30年1月に代理人弁護士より県に提供されていた[]高校への転学照会以外はその詳細なやり取りを把握できなかった。

① []高校に送られた文書について

平成29年9月14日当該校から[]高校に送られた文書では、冒頭に被害生徒A、Bから転学希望が出されているが対応ができかねるとしている。

当該文書では、一連の経過として、平成29年6月25日に起きた部活動内でのトラブルを発端に、被害生徒A、Bを含む数名の1年生を自宅に帰したこと、その後7月中旬に一時登校を再開するが夏休み明け以降登校していないことが述べられており、8月24日に被害生徒A、B及び保護者と面談の上、通常年度途中での転校は認めていないが、前期試験を全て合格したら転学を認めるとして前期試験を受けるよう求めたところ、受験せず欠席が続いていることが記されている。

また、相手校の監督が被害生徒A、B及びその保護者に引き抜き行為を行ったとして相手校の対応を非難し、夏休み中に監督が被害生徒保護者と会ったことや被害生徒が相手校の練習に参加したこと、監督からの引き抜きと思われる転校教唆が事実とすれば、学校名による当該校への謝罪と[]部監督への処分を行うよう求めている。

また、被害生徒の転学の条件としては「通学して前期試験の内容を再試験等でクリアすること」「欠席日数が出席すべき日数の1/3を超えると留年になり転学できないこと」を挙げている。

② 転学希望を相手校からの引き抜きとする見解について

[]高校への転学希望が相手校からの引き抜きにあたるという見解は、学校調査組織の報告書でも述べられており、夏休み中に被害生徒家族が相手校監督と面会していたこと、相手校の見学や練習に参加していたことなどを挙げ、相手校の監督を報告書中で名指しにより激しく非難している。

また、同じく調査報告書内で、被害生徒の心身不調も、相手校の対応が被害生徒に転学が容易との誤解を与えたが、実際はカリキュラムの問題で手続きが上手く進まなかったことが原

因として相手校の対応を無責任だと述べている。

この調査報告書内の見解に対し、被害生徒Bの父親は本委員会の書面調査で、部活動のトラブルをめぐる一連の学校の対応に不信感を抱いたため、 高校への転学を考え始めたが、相手校の校長には一度も会ったことはなく、転学の手続きは正式に学校間で行ってもらったとして引き抜き行為は無かったと述べている。また、 高校への転学希望について、当該校が引き抜きとの見解を持っていたことは、学校調査組織による報告書が出されるまで把握していなかったとも回答している。

また、 高校側も前述の当該校からの文書に対し平成29年9月20日に校長名による文書で、転校教唆や勧誘などは行っていないこと、転学に関してはあくまで在学中の学校から正式な依頼がない限りは動くことはないとの回答をしている。

③ 高校への転学手続きに関する対応について

学校調査組織の報告書によると、転学の条件として、登校して前期試験を受ける必要があることは学校から被害生徒及び保護者にも伝えられていた。しかし、被害生徒A、Bとも前期が終了するまで登校することができず、学校は前期末試験の成績を0点として前述の転学照会の文書と共に 高校に送付した。

その後、9月20日に 高校から引き抜きの事実はないとする文書が当該校に送付され、9月22日には 高校側からの要請で当該校のカリキュラムを相手校に送ったが、その3日後の9月25日には相手校より電話で と が履修されていないことを理由に断りの電話があったと報告書内で述べられている。

詳細なやり取りは不明だが、 高校や 高校への転学照会も同じくカリキュラムを理由に断られたとされている。

④ 当該校から 高校に送られた文書について

転学照会に関して、 高校以外の学校はどのようなやり取りが行われたかの詳細が不明であるため、先に内容に触れた当該校から 高校に送られた文書に関して本委員会として見解を述べる。

まず、平成29年8月21日に 高校の体育館で被害生徒が練習したことは相手校も回答文書で認めており、被害生徒がその時点で当該校に在籍していたことを考えると、万が一負傷した場合の対応などの問題もあり、学校として生徒の安全面から意見を述べることはあり得るものとする。

だが、当該文書の内容は安全管理に関するものではなく、相手校の対応を引き抜きと決め付け一方的に厳しく非難しているほか、被害生徒両名の不登校に関して、原因は転学に対して誤解を与えた相手校の対応が問題であるという主張を一方的に述べている。また、被害生徒AとBに対しても、学校に来ることができない原因を部活動のトラブルとする姿勢は他者への責任転嫁だとして、怒りを覚えるとまで文中で述べている。

 高校への転学照会に関して、相手校に送付された文書が転学の判断にどの程度影響を与えたか否かまでは述べることはできないが、当該文書の問題点として、部活動で起きたトラブルの内容や、被害生徒や保護者との面談等のやり取りの詳細など、本来外部に容易に公

表すべきでない情報が被害生徒側の同意を得ないまま送られていることがある。

また、当該文書には引き抜きの件や、被害生徒が不登校となった理由などに関する学校側の一方的な見解が含まれており、こうした内容の文書が相手校に送られていたことを被害生徒側が当初知らなかったことも含めて不適切な点があったと本委員会では考える。

⑤ 代理人弁護士からの代替措置の要望に対する対応について

学校調査組織の調査報告書によると、転学に関するカリキュラムの問題について平成 29 年 12 月に代理人弁護士から学校に学校以外の場所による集中講義の実施が求められている。

また、平成 29 年 12 月 27 日に代理人弁護士は学校に、被害生徒 A の転学に関して文部科学省の「不登校児童生徒への支援の在り方について」の通知を基に、いじめによる転学希望は柔軟な対応が行われるべきとしてレポート等による成績認定の代替措置を要望する文書を送付したが、学校側は被害生徒側から転学希望があった学校には転学照会を行っていること、レポート等の代替措置の要請は今まで聞いたことがないこと、当該事案はいじめには該当しないとの反論の文書を平成 30 年 1 月 15 日に代理人弁護士に返している。

結果的に、代理人の求める代替措置は取られることはなく、被害生徒 A、B 共に当該校を退学し他県の学校に入学し直すこととなった。

本委員会の調査範囲では、国の通知に基づき学校にレポート等の対応を求めることの是非について見解を述べることは難しいが、被害生徒や保護者には希望する高校には転学照会すると説明し、その上で ████████ 高校に対する非難の文書のような内容を相手校に送っていることは、後に被害生徒側がその事実を知った際に不信感を与えることに繋がったと考えられる。

転学希望が学校に伝えられた平成 29 年 8 月から 9 月の時点では、既に部活動内のトラブルに関する初動対応などで学校側と被害生徒側の信頼関係が悪化していたことが考えられ、そのことが双方の話し合いを困難にさせていたかもしれないが、確認できた記録では学校は当初より「いじめではない」「まずは登校すること」という姿勢で被害生徒側に対応していた。

学校が被害生徒の復帰を望むのであれば、学校として今後どのような支援を行っていくか、部活動の環境整備をしていくかなど、学校に行くことができなくなった生徒に寄り添った説明が必要であったと言える。

同様に転学についても、現状で転学が難しいのであれば、当該校の提示する転学条件の理由や転学におけるカリキュラム上の課題などについて、被害生徒側に丁寧に説明していく姿勢が必要であったと考える。

(2) 学校側の転学に関する見解について

本事案の問題点として、部活動内の暴言等のトラブルに関することや、被害生徒の不登校などの問題に対し、途中で学校側の論点がこの引き抜き関係に移ってしまったことにあると考えられる。

当初は部活動内の暴言や厳しい指導が問題視されていたが、途中で論点がこの引き抜き問題に移ってしまったことから、学校調査組織の報告書も、前半は部活動内の暴言に対する対応や被害生徒の学校復帰への支援が述べられているが、途中から転学に関する被害生徒、 ████████ 高

校、県の対応に関する非難が主となり、肝心の部活動内の暴言等に関する検証が十分になされていない。

転学希望に対し、学校として引き抜きではないかという懸念や不安が先走り、被害生徒や保護者が知らないうちに相手校に上記のような非難の文書が一方的に送られていたことは、被害生徒側には自身の転学手続きが適切に行われていたかという疑問や学校に対する不信感を抱かせる要因となったと言える。

学校が対策委員会の一次報告書について専門家有識者から意見を受けた際、ある専門家有識者は学校の調査組織の目的は「いじめ」の事実確認と再発防止策の検討が主であり、転学に関することは本来付随的な内容であるはずと述べている。

学校側の問題意識がいつの間にか転学や引き抜きに関する事項に移っており、当初の部活動内の暴言等の問題や被害生徒の復帰に向けたケアが蔑ろになっていた部分があると本委員会の意見として述べたい。

第10 本件事案の背景の分析

第1から第9を基に本委員会として本件事案の背景にあるものを分析し、本質的な原因を考察したい。

1 当該部について

(1) 厳しい上下関係や忍耐を伝統とする構造

当該部での上級生及びコーチから下級生への暴言や威圧的な態度など一連の指導の内容は、教育的であるというよりはむしろ懲罰的な性格を帯びている。

学校が行った上級生へのヒアリングでは、自分たちも先輩の厳しい指導に悩んだが乗り越えてきた、指導が厳しいのは当たり前であるという旨の発言が見られ、これらの発言から当該部内でこのような行為が先輩から後輩に繰り返されてきた様子が伺える。

生徒の心身の育成として、困難に耐えるための忍耐を身に付けることも部活動を通じた成長の一つかもしれないが、暴言や悪口、過度に厳しい上下関係を耐えることは教育や指導とは言い難いことである。しかし、当該部内では、前述した上下関係が自明のこととして根付いていたものと考えられる。

伝統的に続けられてきた上級生と下級生との関係性が、指導とは言い難い暴言などの行為を「いじめ」と認識できない構造を生み出したと考えられ、本事案の緊急性や深刻さについて理解共有を妨げた結果になったと考えられる。

(2) 「勝利至上主義的」な風土

部活動として勝利を目指そうと意欲を持つこと、そのために強くなろうと上級生・下級生が一丸となり切磋琢磨することは決して悪いことではない。

だが、そのための方法として、言われた側が暴言や悪口と受け取るような言葉を使う、無視をするなどの行為は指導の方法としては間違っている。

教育機関としての学校における部活動の本務は生徒たちの健全な心身の育成にあることは自明であるが、本件事案ではコーチや上級生から教育的とは言い難い「指導」が部活動が強くなるために必要として行われていた。

しかし、指導者側がそれを看過したこと、事態が明らかになった後も部員の保護者から指導体制を疑問視する声がさほど出された様子がなかったことは、部員たちだけではなく周囲の大人も勝つこと・強くなることを最優先と考え、指導の不適切さに気が付くことができなかった、あるいは気付いていたが勝つために必要なこととして容認していたことが伺える。

部員たちや周りの環境が、そうした「勝利至上主義的」な風土を当たり前とするならば、今後も同様の事案が再発することへの懸念が残る。

2 学校の対応について

(1) 学校のいじめに対する認識

本件事案では、初動で学校は比較的速やかに当該部部員へのヒアリング、保護者への家庭訪問など事態を把握するための対応を取っていたが、上級生側にいじめようとする意図がなかったとして、本件事案をいじめではないと結論付けた。

これは第8の「いじめの認定」でも述べたが、被害を受けた側が苦痛を感じたかという、いじめ

防止対策推進法による「いじめ」の定義に則った判断ではない。

平成 25 年に制定されたいじめ防止対策推進法では、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めることとされており、当該校でも基本方針を策定しているはずだが、学校としてそもそも「いじめ」の定義に関する認識が不十分であったと言える。

(2) 当該部の風土への認識

本件事案では被害生徒のほか数人の 1 年生が一時自宅に帰省する事態となり、初動の段階で学校は部員へのヒアリングや 1 年生への家庭訪問など比較的速やかに事態の把握に努めていたが、学校調査組織の報告書の言葉を借りると「厳しい練習により 1 年生がストレスを溜めていた」と捉えていた。

また、被害生徒 B 側は本委員会の調査で、学校に一時復帰した後の面談で「あなたたちが変わる必要がある」ということを言われたと述べており、学校として指導に耐えることができなかった 1 年生側にも問題があったという認識を持っていたことを伺わせる。

学校は当初より「死ぬ」などの暴言は不適切だと認め、今後同様の言葉を使った場合は処分するとしたが、それはあくまで暴言への対処である。部活動としての改善点の検証に至らなかったことは、学校として「1 当該部について」で述べた当該部の風土を容認する空気があったと考えられる。

(3) 生徒が相談しづらい環境

今回の事案では、被害生徒の他にも複数名の 1 年生が過度の緊張感があるとして自宅に一時帰省している。

そのような事態が起きるまでに、1 年生が学校に対して部活動に関する相談をしたという証言や記録は本再調査のほか学校調査組織の報告書内でも見られなかった。

練習中だけではなく、寮生活でも当該部部員に囲まれて生活する中で、部活動に関する不安や悩みがあったとしても、今後の人間関係などを考えると同じ部員同士で全てを打ち明けることは難しいことであり、そうした環境が部員たちのストレスや人間関係の悪化を招いたものと考えられる。

自身の不安や悩みについて、部活動から離れた立場で部員たちが打ち明けることができる場所があれば、学校として事態の深刻さにもっと早く気が付くことができたはずである。

第11 今後同種の事態の発生を防ぐための提言

いじめ防止対策推進法の趣旨に鑑み、一般的な「未然防止・早期発見・事案への対処」などのいじめ対策が適切に実施されることに加え、今後同種の事態の発生を防ぐための対策について本委員会の考えを述べることにしたい。

1 部活動に関すること

(1) 「スポハラ」への意識啓発

本件事案は、生徒間のいじめ問題にとどまらない「スポーツハラスメント（スポハラ）」としての側面もある。

学校部活にはびこる暴力・暴言については、国際人権団体ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）が我が国の深刻な状況について言及し、2013年には日本スポーツ協会や日本オリンピック委員会などが「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を出しているが、現状の改善が遅々として進まないことが繰り返し指摘されている。「スポハラ」についての意識も近年ようやく高まりつつあるところでもある。（<https://www.japan-sports.or.jp/spohara/>）

日本スポーツ協会のホームページでは、「スポハラ」の定義を、「スポーツの現場において、「暴力」、「暴言」、「ハラスメント」、「差別」など「安全・安心にスポーツを楽しむことを害する行為」としている。本件事案ではコーチから部員に対する暴言も確認されており、これは「スポハラ」の典型的な事例である。一方で「スポハラ」は指導者と指導を受ける者の間だけでなく、スポーツの現場における関係者の誰しものが起こり得ることだと記されている。

本件事案を契機に、教職員や部活動指導者、それだけでなく生徒や保護者など部活動に関わる全ての人間が「スポハラ」に関心を持ち、他者への配慮や相手の尊厳を尊重することが必要である。

(2) 部活動の「勝利至上主義」の見直し

学校での部活動指導においては、まず、暴力・暴言を誘発しやすい不適切な上下関係を見直すことが、学校側と生徒・保護者側の双方の合意形成のもとに行われるべきである。行き過ぎた「勝利至上主義」は、生徒・保護者の側にもまた、根強く存在しうることについても十分留意しなければならない。

学校の課外活動におけるスポーツは、生徒の健全な心身の育成をその第一義的な目的とするものであり、指導の名により生徒に心身の苦痛を強いるような行為に対しては、強い自制が求められるべきである。

それでも問題が発生するような場合、たとえば上述の「NO スポハラ」サイトには通報窓口も設置されており、学内での自浄作用が期待できない場合そうした中立的な外部機関からの働きかけが期待できる旨も、生徒・保護者・教職員で情報共有することで、さらなる改善を短期間に実現することも可能かもしれない。

学校の教職員だけではなく、外部から指導者を招く場合でもこの観点は大切であり、学内の教員組織（職員会議など）では部活動にまつわる事柄について、共有・協議を通じて組織体として対応することが不可欠である。

2 学校の対応に関すること

(1) 学校組織としての対応

① いじめの正しい認識を持つこと

第 8 のいじめの認定等で述べてきたとおり、法や国のガイドラインではいじめの判断は被害を受けた側が苦痛を感じたかということに視点を当てている。

学校として、上記のいじめの定義に関する正しい認識を教職員への研修等により意識付けしていくことが必要であり、今後同種事案の発生の恐れがある場合は、初動の段階で簡単にいじめではないとの判断をせず、被害を受けた生徒の話をよく聞きながら対応することが必要である。

② 記録の保存

生徒が登校に困難を感じた時点で、学校側としては 1)原因究明、2)対応策の協議、3)学内における情報の共有と再発防止策の策定が必要とされる。

その際、担任教員・部活動顧問教員による当該生徒・保護者との面談などをはじめ、生徒指導委員会、教務委員会など、生徒の生活面、学習面についての状況把握と打開策の協議などが校内組織で行われるとともに、職員会議にて報告審議などが遅滞なくされ、その全てを記録・保管し、学校組織の構成員の間で共有されるべきである。だが、本件事案では、被害生徒の同級生が卒業した年度末で学校調査組織の最終答申を除く全ての書類が破棄されている。

通常、平均的な教育機関におけるそれらの記録の保管は最低でも 5 年間、大幅にそれを上回る長期の保管も珍しいことではない。それは、担当者異動による情報の途絶を未然に防ぐことや、同種の事案発生時に判断基準としての前例の記録となるばかりではなく、改善を求められるときに参照すべき大切な過去の蓄積なのである。

学校として過去の事例から学ぶという意識の下、記録の保存を適切に行い、現在のチェックを怠らず同種事案の発生を未然に防ぐ取組を強く期待するものである。

③ 学校のいじめ防止に関する基本方針を踏まえた検証

当該校ではいじめ防止に関する基本方針を策定していると公表しているが、本件事案においては学校調査組織の最終答申で専門家有識者から指摘されるまでいじめと認識しなかった。

方針ではいじめの未然防止や早期発見についての項目も設けていると思われるが、学校として本件事案に対して早期にいじめを認識できなかった原因や方針に則った対応が行えていたか否かの検証が必要である。

その検証結果を教職員に周知するほか、方針で定める事項に不足などがあれば見直しを行うことで、今後同種事案の発生防止に繋がることになる。

④ 第三者的視点の確保

学校調査組織の調査では、被害生徒側からの申し出を受けて途中より第三者委員を加えたが、生徒や教職員から直接話を聞くこともなく、学校側より報告された調査結果を追認する形での携わり方となった。

また、一次報告書が出された後の専門家有識者への意見照会も、有識者からの意見に対してどのような検討が行われたか最終答申には記載がなく、会議の記録も残されていないことから経過が定かではない。

学校組織として学校長のガバナンスの下、本件事案においても対応にあたっていたと思われるが、客観性・中立性の確保からも学外の第三者による意見は非常に重要なものであり、これは

本件事案だけではなく学校組織としての透明性や風通しの確保のためにも重視すべきものである。

(2) いじめ早期発見・対応体制の充実

本件事案は平成 29 年 6 月のミーティングで複数名の 1 年生がパニックを起こすほどの事態となるまで、部活動内での暴言などの問題が表に出ることはなかった。

いじめの早期発見・対応という視点から考えると、部活動をはじめとした不安や悩みを日常的に担任教諭や保健室に相談しやすい体制づくりや、若者のメンタルヘル스에焦点をあてた健康教育の実施、スクールカウンセラー等の専門的相談窓口の整備、定期的ないじめアンケート調査実施等が必要である。

そして、こうした学校のいじめ防止の取組について生徒に教育する機会を積極的に設けることで、生徒も安心して SOS を出すことができるようになり、今後同種の事案の発生が危ぶまれる際も、学校として早期に感知・対応できる可能性が高くなる。

第 12 おわりに

今回の事案は、当該の 2 名の生徒が学業の続行を断念することを余儀なくされ、心因性のダメージを長期に渡り負い続けるという極めて重い結果となってしまった。

初動の段階から学校側はいじめではないという結論ありきで話が進み、専門家有識者による意見を踏まえた最終答申が出されるまで、いじめの認定はされなかった。

被害生徒や保護者としては気が付けば部活動への復帰も、転学も困難な状況となり、学校に十分に話を聴いてもらえなかった、真摯に対応してもらえなかったという気持ちが残ることとなったことは残念である。

スポーツ強豪校への期待を胸に入学した未来ある二人の生徒の、部活動を含む高校生活への夢を絶望に変えてしまった痛々しい本事案を私たちは真摯に受け止め、このような事案の再発を未然に防ぐために今できることはないか学び続けなければならない。

別紙 1 被害生徒への書面調査項目

※調査 No に「本人」の記載がある項目は被害生徒本人の記載を求める項目

被害生徒 A		被害生徒 B	
No.	質問	No.	質問
いじめの全容説明			
1	当時の■■■■部の指導体制はどのような体制でしたか。(それぞれの立場、氏名、学校教職員か外部の方か等教えて下さい。)	1	当時の■■■■部の指導体制はどのような体制でしたか。(それぞれの立場、氏名、学校教職員か外部の方か等教えて下さい。)
2	2017年12月27日付の代理人から■■■■及び■■■■宛てに提出された「ご連絡」には、「■■■■部内の上級生から陰湿ないじめが執拗かつ継続的に行われておりました。」とありますが、これは、具体的にどういった行為を指しているのか教えてください。■■■■ ■■■■第一次報告書第二部-1-1)-(3)-②に記載された事項以外にありますか。	2	■■■■コーチからの暴言(死ぬ、消えろなど)は、どういう時にどのくらいの回数(頻度)言われましたか。上級生と一緒に言われましたか。他の指導者がいるところで言われましたか、教えてください。
3	■■■■部の指導者からは、苦痛を感じる行為や問題と思われる行為はありませんでしたか。	3	■■■■コーチは、現在、■■■■とのことですが、■■■■把握されていたら、教えていただけますか。
4	そのほかにあったいじめ行為などで再調査委員会に伝えたいものがありましたら教えてください。	4	■■■■コーチ以外の指導者からは、苦痛を感じる行為や問題と思われる行為はありませんでしたか。
5	暴言や無視などを行った当時の上級生に対し、再調査委員会による事実確認(聞き取り調査やアンケート調査)のご希望の有無について教えていただけますか。	5	当いじめ再調査委員会へ令和2年8月31日付けで提出していただいた「再調査に係る確認への回答」の「⑤その他」に記載いただいた4つの行為は、具体的にいつ頃、誰から、受けたものか覚えていましたら、教えていただけますか。
6	当時の顧問(監督)やコーチへの再調査委員会による事実確認のご希望の有無について教えていただけますか。	6	学校の第一次調査報告書での記述や「再調査に係る確認への回答」のほかにあったいじめ行為などで再調査委員会に伝えたいことがありますらお知らせください。
		7	暴言や無視などを行った当時の上級生に対し、再調査委員会による事実確認(聞き取り調査やアンケート調査)のご希望の有無について教えていただけますか。

		8 本人	当時の顧問（監督）やコーチへの再調査委員会による事実確認のご希望の有無について教えていただけますか。
いじめと心身障害・不登校の因果関係			
7	■■■さんは、現在、学校生活をおくる上で、体調等の支障は生じていますか。	9	■■■さんは、現在、学校生活をおくる上で、体調不良等の支障は生じていますか。
8	■■■さんは、現在、通院や治療をされていますか。	10	■■■さんは、現在、通院や治療をされていますか。
9	■■■さんが、■■■へ進学を決めた理由について教えてください。	11	■■■さんが、■■■へ進学を決めた理由について教えてください。
10	■■■さんが、高校入学後、人間関係や体調不良などで悩んでいる様子はありませんか。ご両親に相談されることはありましたか。	12	事案発生当時、■■■後に実家に帰ってからの■■■さんの様子はいかがでしたか。
11	6月中旬に胃腸炎で帰省したとのことでしたが、このときの状況、様子、どのくらいで回復されたかなど教えてください。	13	その後7月10日に再び■■■に戻り、11日から登校を再開したとのことですが、■■■に戻ることは、どのようにして決まったのか教えてください。
12	この胃腸炎は、部活動上のトラブルが原因とは考えていらっしゃいませんか。帰省された時はご両親への部活動や学校生活上の相談などはありましたか。	14	■■■に戻る時の■■■さんの様子はいかがでしたか。
13	事案発生当時、■■■後に、実家に帰ってからの■■■さんの様子はいかがでしたか。	15 本人	■■■に戻ってから、第一次調査報告書第二部—1—1)—(8)、(10)には、欠席することなく普通に授業に出席していたとありますが、この記載のとおり、普通に教室での授業に出席している状況でしたか。
14	その後7月10日に再び■■■に戻り、11日から登校を再開したとのことですが、■■■に戻ることは、どのようにして決まったのか教えてください。	16 本人	第一次調査報告書第二部—1—1)—(10)には、この期間にほぼ毎日面談をし、不安を話せるようにしていたとありますが、この記載と異なる点やご意見がありましたら教えてください。
15	■■■に戻る時の■■■さんの様子はいかがでしたか。	17	第一次調査報告書第二部—1—1)—(11)には、■■■の会場に来ていることを確認し、先輩が怖いという主張ならば来るはずがないと思われるとありますが、この記載についてご意見がありましたら教えてください。

16 本人	■に戻ってから、第一次調査報告書第二部-1-1)-(8)、(10)では、欠席することなく普通に授業に出席していたとありますが、この記載のとおり、普通に教室での授業に出席している状況でしたか。	18	■さんはいつ頃から転校したいという気持ちになっていったのか教えてください。
17 本人	第一次調査報告書第二部-1-1)-(10)では、この期間にほぼ毎日面談をし、不安を話せるようにしていたとありますが、この記載と異なる点やご意見がありましたら教えてください。	19	転校を考えるようになった理由について教えてください。
18	第一次調査報告書第二部-1-1)-(11)では、■に来ていることを確認し、先輩が怖いという主張ならば来るはずがないと思われるとありますが、この記載についてご意見がありましたら教えてください。	20	2学期になって、高校を休むようになった理由について教えてください。学校には理由を伝えておられましたか。
19	■さんはいつ頃から転校したいという気持ちになっていったのか教えてください。	21	平成29年9月20日に■ ■受診後、平成29年9月25日付け■ ■を受診されているようですが、この時が体調を崩されてから、初めての病院受診でしたか。その前から体調不良で小児科や内科なども含めて受診はされていたか。
20	転校したいと思うようになった理由について教えてください。	22	その後どのような治療を受けられていましたか。(通院や頻度や期間、服薬など)
21	2学期になって、高校を休むようになった理由について教えてください。学校には理由を伝えておられましたか。	23	■へ両診療所からの診断書は提出していますか。
22	平成29年9月16日に■を受診されているようですが、この時が体調を崩されてから、初めての病院受診でしたか。その前から体調不良で小児科や内科なども含めて受診はされていたか。	24	受診後に、■さんの受診状況や診断結果を高校に伝えられましたか。また、高校から診断書の提出を求められたりすることはありませんでしたか。
23	その後どのような治療を受けられていましたか。(通院や頻度や期間、服薬など)	25	高校の退学を決められた理由について教えてください。
24	高校の退学を決められた理由について教えてください。		

学校の設置者及び学校の対応について			
25	7月8日の保護者説明会にはどなたが御出席されましたか。	26	7月8日の保護者説明会にはどなたが御出席されましたか。
26	保護者説明会への■■■■の出席者、保護者の出席者について、わかる範囲で教えてくださいいただけますか。	27	保護者説明会への■■■■の出席者、保護者の出席者について、わかる範囲で教えてくださいいただけますか。
27	保護者説明会では、校長以外の教職員からは発言はありましたか。	28	保護者説明会では、校長以外の教職員からは発言はありましたか。
28	保護者説明会では、■■さん側から何か発言はされましたか。それに対する高校の対応はいかがでしたか。	29	保護者説明会では、■■さん側から発言はされましたか。それに対する高校の対応はいかがでしたか。
29	保護者説明会では、ほかの生徒の保護者からの発言はありましたか。	30	保護者説明会では、ほかの生徒の保護者からの発言はありましたか。
30	保護者説明会で、校長の一連の説明や対応を受けて、当時どのように思いましたか。	31	保護者説明会で、校長の一連の説明や対応を受けて、当時どのように思いましたか。
31	保護者説明会を御欠席されていたのであれば、その時の内容は別に説明を受けられましたか。その時どのように思いましたか。	32	保護者説明会を御欠席されていたのであれば、その時の内容は別に説明を受けられましたか。その時どのように思いましたか。
32	第一次調査報告書第二部-1-1)-(6)に記載の7月12日か13日に家庭訪問があった際、校長の発言を聞いてどのように思いましたか。	33	第一次調査報告書第二部-1-1)-(6)に記載の7月12日か13日に家庭訪問があった際、校長の発言を聞いてどのように思いましたか。
33	ご両親が学校の対応に対し、疑問や不満を持ったのは、いつからですか。	34	ご両親が学校の対応に対し、疑問や不満を持ったのは、いつからですか。
34	代理人弁護士に相談されたのはいつ頃ですか。	35	代理人弁護士に相談されたのは、いつ頃ですか。
35	学校の対応のことについて、■■さん以外の保護者とは相談されましたか。	36	学校の対応のことについて、■■さん以外の保護者とは相談されましたか。
36	第一次調査報告書第二部-1-1)-(13)~3)-(5)の退部の申出から■■■■高校をめぐるやりとりについての記載がありますが、この経過についての記載に対するご意見がありましたら、具体的に御指摘ください。	37	第一次調査報告書第二部-1-1)-(12)~3)-(5)の退寮の申出から■■■■高校をめぐるやりとりについての記載がありますが、この経過についての記載に対するご意見がありましたら、具体的に御指摘ください。
37	第一次報告書の資料2「平成29年9月20日付の■■■■校長から■■■■校長	38	第一次報告書の資料2「平成29年9月20日付の■■■■校長から■■■■校

	に宛てた文書」に記載された■■■■氏に聞き取りした結果の記載に対するご意見がありましたら、具体的に御指摘ください。		長に宛てた文書」に記載された■■■■氏に聞き取りした結果の記載に対してご意見がありましたら、具体的に御指摘ください。
38	■■■■高校への転校は、実際誰と誰の間でどのようにお話が進んでいましたか。■■■さんにはどのように伝わっていましたか。	39	■■■■高校への転校は、実際誰と誰の間でどのようにお話が進んでいましたか。■■■さんにはどのように伝わっていましたか。
39	第一次報告書第二部－1－4)－(5)、(7)に転校照会依頼等の記載がありますが、■■■さんが■■■■に転校照会依頼等をしたのは、どちらの学校でしたか。どのようなことを重視(希望)されて転校先を探していましたか。	40	第一次報告書第二部－1－4)－(5)、(7)に転校照会依頼等の記載がありますが、■■■さんが■■■■に転校照会依頼等をしたのは、どちらの学校でしたか。どのようなことを重視(希望)されて転校先を探していましたか。
40	転校をめぐって、■■■■校長にはどのように対応してほしかったですか。	41	転校をめぐって、■■■■校長にはどのように対応してほしかったですか。
41	転校をめぐって、校長以外に相談や連絡をする■■■■の教職員はどなたかいらっしゃいましたか。	42	転校をめぐって、校長以外に相談や連絡をする■■■■の教職員はどなたかいらっしゃいましたか。
42	最終的に現在の■■■■高校への入学を決められた理由について教えていただけますか。	43	最終的に現在の■■■■高校への入学を決められた理由について教えていただけますか。
43	平成30年1月に■■■■が■■■■を設置してから、平成31年1月の■■■■報告書(最終答申)が送付されるまでの間に、いじめのことで当該■■■■(又は校長等の学校職員)からの連絡がありましたか。あれば、どのようなやりとりをされましたか。	44	平成30年1月に■■■■が■■■■を設置してから、平成31年1月の■■■■報告書(最終答申)が送付されるまでの間に、いじめのことで当該■■■■(又は校長等の学校職員)からの連絡がありましたか。あれば、どのようなやりとりをされましたか。
44	平成31年1月に最終答申を送付されて以降、学校又は当該■■■■と申し入れや連絡などでの接触はありましたか。あれば、どういうやりとりがありましたか。代理人を通して行ったものも含めて教えてください。	45	平成31年1月に最終答申を送付されて以降、学校又は当該■■■■との間で、学校への申し入れや連絡などでの接触はありましたか。あれば、どういうやりとりがありましたか。代理人を通して行ったものも含め教えて下さい。

別紙2 学校への書面調査項目

学校書面調査回答（調査票1） ※当時の記録がなくても回答可能なもの		
質問項目		
I 調査記録の廃棄について		3回目 依頼時 追加項目 (4回目 削除)
(1)	貴学で調査記録の廃棄にあたり被害生徒や保護者に対して説明をしましたか。	
(2)	廃棄した書類の内容と廃棄時期について記載してください。	
(3)	廃棄を決定した理由と根拠を記載してください。貴校の文書管理規定によるものであれば、その規定の該当箇所の内容について記載願います。	
(4)	廃棄の決定は誰の責任で行ったか記載してください。	
I 調査記録の廃棄について		4回目 依頼時 追加項目
(1)	貴学で調査記録の廃棄にあたり被害生徒や保護者に対して説明をしましたか。	
(2)	再調査等の依頼がなかったため廃棄したとのことでしたが、被害生徒や保護者への調査結果説明を行っていない場合は何をもって「依頼がなかった」と判断したか根拠を教えてください。	
(3)	調査報告書（最終）の送付後、県から貴校あてに調査内容等について確認の文書を送付していますが、貴校が再調査等の依頼がなかったと判断した根拠を教えてください。	
(4)	廃棄について「卒業時に通常学籍簿のみを残して全ての書類を廃棄している」と回答がありましたが、学校教育法施行規則で5年保存が定められている書類も全て廃棄しているということでしょうか。	
(5)	廃棄が貴校の規定によるものであれば、文書管理規定の写しを提供いただくか、規程の該当箇所について内容の記載をお願いします。	
II 総括的事項		1～ 4回目 共通項目
1 当時の学校のいじめ防止への取組状況		
	いじめ事案発生当時（平成29年度）の貴校のいじめ防止への取組状況を記載してください。 また、根拠資料として、当時の「学校いじめ防止基本方針」「いじめ対策組織の設置要綱」「委員名簿」「取組の実施状況」等を提出してください。	
(1)	学校のいじめ防止基本方針の策定の有無と、策定している場合はその内容	
(2)	学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置状況	
(3)	生徒・教職員等への啓発、定期的な調査などのいじめ防止への取組の実施状況	

2 現在の学校のいじめ防止への取組状況		
	現在（令和4年度）の貴校のいじめ防止への取組状況を記載してください。 また、根拠資料として、現在の「学校いじめ防止基本方針」「いじめ対策組織の設置要綱」「委員名簿」「取組の実施状況」等を提出してください。	1～4回目 共通項目
(1)	学校のいじめ防止基本方針の策定の有無と、策定している場合はその内容	
(2)	学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置状況	
(3)	生徒・教職員等への啓発、定期的な調査などのいじめ防止への取組の実施状況	
3 当時の学校の部活動活動指針		
(1)	いじめ事案発生当時（平成29年度）、貴校の部活動の指導方針を作成されていた場合は、その内容を記載してください。 また、根拠資料として、「平成29年度の部活動指導方針」等を提出してください。	1～4回目 共通項目
(2)	学校組織全体での運動部活動の運営や指導の目標、方針	
(3)	■■■■部の運営や指導の目標、方針	
4 現在の学校の部活動指導方針		
(1)	現在（令和4年度）、貴校の部活動の指導方針を作成されている場合は、その内容を記載してください。 また、根拠資料として、「令和4年度の部活動指導方針」等を提出してください。	1～4回目 共通項目
(2)	学校組織全体での運動部活動の運営や指導の目標、方針	
(3)	■■■■部の運営や指導の目標、方針	
5 関係職員の在籍状況		
(1)	当時、本いじめ事案への対応に関係した教職員等（関係生徒へ聴き取りした教職員、被害生徒の担任、■■■■、部の監督・コーチ等）の現在の貴校への在籍状況を記載してください。 また、現在貴校に在籍していない教職員等については、今後聴き取り調査を実施する際に使用したいので、現在の連絡先（住所、電話番号、メールアドレス等）を把握している場合は、個人情報保護条例に基づき本人の同意を得た上で、情報提供をお願いします。（同意を得られない場合は、その旨記載してください。） また、「関係教職員等名簿（在籍状況を付記）」「在籍していない教職員等の現在の連絡先」の資料の提出により、本様式への記載に代えて構いません。	1～4回目 共通項目

Ⅲ 一次報告書について

1 家庭訪問について

一次報告書の第二部1、1)の(6)に、平成29年7月12日及び13日に家庭訪問を実施したとあります。
この中に『3家族に対して、校長から一般論として「いじめと認定したら部活動ができなくなる。父母から言われた内容がいじめと受け取られると面もあるが再度本人を含め丁寧に調査し、本人が部活動に復帰できる環境にしたい」と述べました。』とあります。

1～
4回目
共通項目

(1) この「いじめと認定したら部活動ができなくなる」との校長の発言は、どのような認識で発言されたものか、記載してください。

(2) 再調査委員会で被害生徒・保護者に実施した調査（令和2年11月30日付け照会、令和3年11月9日回答）によると、「家庭訪問の際、学校はいじめと認めると業務が忙しくなる、第三者委員会が入ると困る、いじめとは認められない」との発言があったとしています。これは事実ですか。

2 登校後のフォロー対応の面談について

一次報告書の第二部1、1)の(10)に、『登校後のフォロー対応として、10日間にわたり、5人に対して学校のある日は、ほぼ毎日面談し、不安を話せるようにはしておりました。（1人1時間であり、他の時間は普通にクラスに出席していました。）』とあります。

上記の「普通にクラスで授業に出席していた」との記載に関し、被害生徒側は、令和2年11月30日付けで実施した当再調査委員会の調査に対し、次のとおり回答しており、学校の認識とのずれがありました。学校の認識を改めて記載してください。

[Redacted]

1～
4回目
共通項目

[Redacted]

3 〇〇〇〇 高校への転校照会の対応等について		
	<p>一次報告書の第二部の1の「3) 〇〇〇〇 高校 〇〇〇〇 部監督 〇〇〇〇 〇〇 氏の重大な問題点について」及び「4) 〇〇〇〇 高校への転校照会と他校への転校照会の対応について」について、伺います。</p>	
	<p>第二部の1の3)の(2)に、「本校 〇〇〇〇 部の生徒5人が 〇〇〇〇 を通じて「〇〇〇〇 高校に転校しないか?」と持ちかけられたことが判明」とあり、また、(3)に「本校で続けるかどうか迷っている生徒に対してあからさまな、引き抜きと思われる転校教唆は・・・」とあります。</p> <p>これに対し、一次報告書の資料2に 〇〇〇〇 高校校長から、平成29年9月20日付けで文書により「相談は受けましたが 〇〇〇〇 さんや 〇〇〇〇 さんを勧誘した事実は、まったくありません」としています。</p>	1～4回目 共通項目
(1)	<p>平成29年9月14日に 〇〇〇〇 高校に送付した転学願いでは、「〇〇〇〇 及び 〇〇〇〇 から転学願いが出されておりますが、下記理由にて受理することが出来かねます。」とし、〇〇〇〇 高校の問題点を指摘した上で、引き抜きの謝罪や 〇〇〇〇 高校監督の処分を求めること等について記載しており、また、文書の最後には「以上をクリアした場合のみ正式な転校照会の手続きに入らせていただきます。」と記載されています。このような文面にした意図や理由を記載してください。</p>	
(2)	<p>〇〇〇〇 高校に送付した平成29年9月14日付け文書「本校在籍の 〇〇〇〇 及び 〇〇〇〇 に関する転学願いについて」の4の③の2に「・・・その場合は、転学できません。」とあります。転校ができるかどうかについて、転校元の学校が決めることができるのか、記載してください。</p>	
(3)	<p>過去5年で、転学照会し、転学した実績はありますか。また、転学の実績がある場合は、「各高校への転校照会文書」等を提出してください。なお、具体的な個人名等の個人情報や照会先の高校名等については、当該部分を削除又は黒塗りにしていただいて構いません。</p>	1～4回目 共通項目
(4)	<p>いじめではないとした一次報告書では、〇〇〇〇 さん、〇〇〇〇 さんの転校に関し引き抜きと認識したとしています。最終報告書で、当人に対するいじめがあったと認定されたことを踏まえ、引き抜きと認識したことに対する現在の学校の認識を記載してください。</p>	
IV 最終報告書について		
1 調査結果の説明・公表について		1～4回目 共通項目
	<p>いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）では、「第7 調査結果の説明・公表」において、特段の支障がなければ公表することが望ましいとし、被害児童生徒・保護者に対して公表の方針について説明を行うこととしています。</p>	

(1)	最終報告書でいじめと認定されたことを踏まえて、学校としての報告書の公表の方針について、記載してください。	
(2)	報告書の公表の方針について、被害生徒・保護者への説明状況について、具体的に記載してください。 また、根拠資料として、「説明の記録等」を提出してください。	
2 いじめと心身障害・不登校の因果関係について		
	<p>一次報告書の「第三部 本委員会の見解」の「1, 事案の事実認定」においては、■■■■部内のトラブルをいじめとは認定しがたいとし、「代理人は強引にいじめによる不登校だと一方的解釈をし、事実とは整合性が見られず、学校側の判断とは乖離している。」としています。</p> <p>また、「2 事実の分析と評価」において、「以上の通り、部活動や日常の寮生活上のトラブルや思い込みであり、いじめと認定する事実がないと判断し、6月25日(日)に起きたトラブルと心身障害との因果関係はないと分析でき、心身障害については、■■■■高校への転校が達成できるか不安になったためによるものが大きいと当委員会は判断します。」としています。</p> <p>一方、最終報告書では、「死ね、消えろ、帰れ」と言った行為をいじめと認定していますが、いじめと心身障害・不登校との因果関係には触れられていません。</p>	1～4回目 共通項目
(1)	現在、学校は、被害生徒の■■さんと■■さんが、夏休み後になぜ不登校になったと考えていますか。	
(2)	現在、学校では、本件に関して、いじめと心身障害・不登校との因果関係について、どのように考えていますか。	
3 再発防止策について		
(1)	学校では本事案がいじめと認定されたことを受け、本事案に係る一連の対応をどのように検証しましたか。	1～4回目 共通項目
(2)	最終報告書に再発防止策が記載されていませんが、学校は再発防止策を検討しましたか。検討している場合、どのような内容か、記載してください。	

学校書面調査回答（調査票2） ※当時の記録の提出を求めるもの

質問項目

I 総括的事項

1 当時の職員体制、校務分掌等

(1) [] 部員による [] さん（当時1年生）、 [] さん（同1年生）に対するいじめ事案（以下「いじめ事案」という。）の発生当時（平成29年度）の、学校全体及び1学年における職員体制、校務分掌、 [] 部の指導体制、寮生活の状況（寮の管理体制、寮でトラブルがあった場合の学校の対応、部屋割り）等を記載してください。

また、根拠資料として、「職員体制図」「校務分掌」「 [] 部の指導者名簿」「寮の管理規程」「部屋割り」等を提出してください。

1
～
4
回
目
共
通
項
目

II [] について

1 当初（平成30年1月）の [] について

(1) 一次報告書（「調査報告書（第一次）」（平成30年5月30日 [] []）のとりまとめを行った [] について、次の事項について記載してください。

また、根拠資料として、「 [] 設置に係る稟議書」「設置要綱」「構成委員名簿」「人選を検討した資料」「就任依頼文書」「受諾文書」等を提出してください。

(1) [] の学校内での設置の手続き、 [] に与えられた任務。

(2) [] 設置後、外部有識者3名を追加しているが、追加した理由、人選の考え方、任命手続き、就任日

1
～
4
回
目
共
通
項
目

2 最終報告書とりまとめ時（平成31年1月）の [] について

(1) 最終報告書（ [] 報告書（最終答申）について（平成31年1月11日付け [] 校長から知事あて提出文書）のとりまとめにあたっての [] について、次の事項について記載してください。

また、根拠資料として、「人選を検討した資料」「就任依頼文書」「受諾文書」等を提出してください。

(1) 有識者3名の人選の考え方、任命手続き、就任日

1
～
4
回
目
共
通
項
目

Ⅲ 一次報告書について

1 学校が実施した聴き取り結果について

(1) 後の学校のミーティングについて

一次報告書の第二部 1、1)、(2)に、『平成 29 年 6 月 25 日(日) 後、学校に戻り体育館で コーチと 1 年生のミーティングを実施している最中に、1 年生が日頃のストレスや寂しさのために体育館で大泣きし、1 人の生徒が過呼吸を起こし、コーチによって病院に搬送された。』とあります。

当該ミーティングについて、次の内容を記載してください。
また、根拠資料として、「ミーティング内容の記録」「学校への報告資料」等を提出してください。

- | | |
|---|--|
| ① | ミーティングの開催目的 |
| ② | ミーティングの出席者氏名(肩書、学年) |
| ③ | ミーティングの時間(何時から何時まで実施したか。学年別に行っていた場合は、それぞれの学年毎の実施時間。) |
| ④ | ミーティング内容(学年別に行っていた場合は、それぞれ学年別の内容) |
| ⑤ | ミーティング結果の学校への報告内容 |

(2) 監督・コーチによる保健室でのヒアリングについて

一次報告書に、『平成 29 年 6 月 26 日(月)に、1 年生数名が保健室に来室したことから、監督・コーチが 1 年生をヒアリングした』とあります。

当該ヒアリングの状況を記載してください。
また、根拠資料として、「ヒアリング実施伺い」「生徒一人ひとりのヒアリング結果記録」「学校への報告資料」等を提出してください。

- | | |
|---|--|
| ① | 当該ヒアリングを実施した目的、経緯(当該ヒアリングは、誰がどのような目的で実施したのか。) |
| ② | 当該ヒアリングの実施結果(ヒアリング実施者の職・氏名、ヒアリングを受けた生徒氏名・学年、ヒアリング結果) |
| ③ | ヒアリング結果の学校への報告内容 |

1
～
4
回
目
共
通
項
目

1
～
4
回
目
共
通
項
目

(3) 学校による個別ヒアリングについて		1 ~ 4 回 目 共 通 項 目
	<p>一次報告書に、『学校としても、上下関係のある監督・コーチのヒアリングでは意見を言えないと判断し、1年生の学年教師団及び■■■■と連携して個別ヒアリングを行い、同時に上級生である2年生・3年生に対しても個別に全員にヒアリングを行った。(6月26日~30日、7月3日~7日まで、1~3年生全員、計■■名)』とあります。</p> <p>当該個別ヒアリングの状況を記載してください。</p> <p>また、根拠資料として、「ヒアリング実施伺い」「生徒一人ひとり(全員)のヒアリング結果記録」「学校への報告資料」等を提出してください。</p>	
①	当該ヒアリングを実施した目的、経緯(当該ヒアリングは、誰がどのような目的で実施したのか。)	
②	当該ヒアリングの実施状況(ヒアリング実施日時(時間)ヒアリング実施者の職・氏名、ヒアリングを受けた生徒氏名・学年、ヒアリング結果)	
③	ヒアリング結果の学校への報告内容	
(4) 学校による個別ヒアリング後の対応について		1 ~ 4 回 目 共 通 項 目
	<p>一次報告書の第二部の1の1)の(3)、(4)の内容について、伺います。</p> <p>学校による個別ヒアリングにおいて、1年生が上級生(個人名)から「死ぬ」、「消えろ」等と言われたことが記載されていますが、次の事項について記載してください。</p> <p>また、根拠資料として、「教員間で共有した資料」「学校の対応記録」等を提出してください。</p>	
①	この時点でこのヒアリング結果を教員間で共有しましたか。いじめを疑う声は出ませんでしたか。	
②	当時、学校ではこの状況をどのように認識し、どのように対処しましたか。	
(5) 7月8日、部員及び父母への説明会について		1 ~ 4 回 目 共 通 項 目
	一次報告書の第二部の1の1)の(5)の内容について、伺います。	
①	<p>7月8日(土)に実施した部員及び父母への説明会での説明内容を記載してください。</p> <p>また、根拠資料として、「説明会での説明資料」を提出してください。</p>	
②ア	「死ぬ、消えろ、帰れ」と発言したコーチの氏名と具体的発言内容を記載してください。	
②イ	<p>また、学校による監督、コーチへのヒアリングの実施の有無、有る場合はそのヒアリング結果を記載してください。実施していない場合は、その理由を記載してください。</p> <p>また、根拠資料として、「ヒアリング結果の記録」を提出してください。</p>	
②ウ	「3.1年生が挨拶したのに先輩が無視した可能性がある。但し特定はできないし、先輩たちはその認識が」となっており、途中で文書が切れていると思われます。どのような記載又は説明であったか記載してください。	

③ア	「今後の対応として」に、「1.休んだ生徒については、自宅に帰るよう監督が指示したので回復までの間、公認欠席とする。」とあります。最終的に公認欠席としたのは、いつからいつまでだったか、生徒ごとに記載してください。	
③イ	また、「公認欠席は、回復までの間」としてありますが、「回復までの間」をどのように判断したかも併せて記載してください。	
③ウ	「今後の対応として」の内容について、どのように監督・コーチ、生徒、部員に伝えたか、その方法、内容（日時、口頭又は文書の別）を記載してください。 また、文書で伝えた場合は、根拠資料として、当該文書を提出してください。	
(6) 7月12日、7月13日の家庭訪問について		
	一次報告書の第二部1、1)の(6)に、平成29年7月12日及び13日に家庭訪問を実施したとあります。 この中に『3家族に対して、校長から一般論として「いじめと認定したら部活動ができなくなる。父母から言われた内容がいじめと受け取られると面もあるが再度本人を含め丁寧に調査し、本人が部活動に復帰できる環境にしたい」と述べました。』とあります。	1 ～ 4 回 目 共 通 項 目
①	上記発言中「父母から言われた内容がいじめと受け取られると面もあるが」とありますが、「父母から言われた内容」とは、誰の父母からどのようなことを言われたのですか、記載してください。	
②	また、「再度本人を含め丁寧に調査し」とありますが、この後、どのように対応されたのか、記載してください。	
③	この家庭訪問の際、被害生徒・保護者からどのような発言があったのか、その発言に対しどのように対応したか、記載してください。 また、根拠資料として、「家庭訪問の発言記録」等を提出してください。	
(7) 家庭訪問後の上級生へのヒアリングについて		
	一次報告書の第二部1、1)の(7)に、上記の家庭訪問後、家庭訪問で出された件について、I、K、H、Kを校長室に呼んでヒアリングを実施したとあります。	1 ～ 4 回 目 共 通 項 目
①	このヒアリングの状況（日時、学校側対応者、対象生徒、具体的なヒアリング内容）について、記載してください。 また、根拠資料として、「関係生徒一人ひとりの聴き取り調書」等を提出してください。	
②	「家庭訪問で出された件」とは具体的にどのような内容であったのか、記載してください。 また、根拠資料として、「関係生徒一人ひとりの聴き取り調書」等を提出してください。	

(8) 登校後のフォロー対面の面談について		1 ~ 4 回 目 共 通 項 目
	一次報告書の第二部1、1)の(10)に、『登校後のフォロー対応として、10日間にわたり、5人に対して学校のある日は、ほぼ毎日面談し、不安を話せるようにしてありました。(1人1時間であり、他の時間は普通にクラスに出席していました。)]とあります。	
①	当該面談の実施状況を記載してください。(面談日時、面談者肩書・氏名、被面談者氏名(生徒5名)、面談結果) また、根拠資料として、「学校の面談記録」「学校の対応記録」等を提出してください。	
②	この面談において、被害生徒からいじめの相談はありましたか。それに対し、面談ではどのように対応したか、記載してください。 根拠資料として、「学校の面談記録」「学校の対応記録」等を提出してください。	
(9) ████████ 高校への転校照会の対応等について		1 ~ 4 回 目 共 通 項 目
	一次報告書の第二部の1の「3) ████████ 高校 ████████ 部監督 ████████ 氏の重大な問題点について」及び「4) ████████ 高校への転校照会と他校への転校照会の対応について」について、伺います。 第二部の1の3)の(2)に、「本校 ████████ 部の生徒5人が ████████ を通じて「██████ 高校に転校しないか？」と持ちかけられたことが判明」とあり、また、(3)に「本校で続けるかどうか迷っている生徒に対してあからさまな、引き抜きと思われる転校教唆は・・・」とあります。 これに対し、一次報告書の資料2に ████████ 高校校長から、平成29年9月20日付けで文書により「相談は受けましたが ████████ さんや ████████ さんを勧誘した事実は、まったくありません」としています。	
①	██████ 高校、██████ 高校への転校照会は、どのような文面で照会しましたか、記載してください。 また、根拠資料として、「各高校への転校照会文書」等を提出してください。	

<div style="background-color: black; color: white; display: inline-block; padding: 2px 10px;"> </div> 書面調査回答（調査票 1）		
※当時の記録がなくても回答可能なもの		
質問項目		
I 調査記録の廃棄について		3回 目依 頼時 追加 項目 (4 回目 削 除)
(1)	貴学で調査記録の廃棄にあたり被害生徒や保護者に対して説明をしましたか。	
(2)	廃棄した書類の内容と廃棄時期について記載してください。	
(3)	廃棄を決定した理由と根拠を記載してください。貴校の文書管理規定によるものであれば、その規定の該当箇所の内容について記載願います。	
(4)	廃棄の決定は誰の責任で行ったか記載してください。	
I 調査記録の廃棄について		4回 目依 頼時 追加 項目
(1)	<div style="background-color: black; color: white; display: inline-block; padding: 2px 10px;"> </div> の調査記録の廃棄にあたり学校が被害生徒・保護者に対して説明をしていることを確認していますか。	
(2)	被害生徒や保護者への調査結果説明を行っていない場合、 <div style="background-color: black; color: white; display: inline-block; padding: 2px 10px;"> </div> が調査の終了や再調査等の依頼がなかったと判断した根拠を教えてください。	
(3)	調査書類の廃棄は学校の規定と <div style="background-color: black; color: white; display: inline-block; padding: 2px 10px;"> </div> の規定のどちらによるものでしょうか。規定によるものであれば、当該規定の写しを提供いただくか、その規定の該当箇所の内容について記載願います。	
II 一次報告書について		1～ 4回 目共 通項 目
1 <div style="background-color: black; color: white; display: inline-block; padding: 2px 10px;"> </div> 高校への転校照会の対応等について		
(1)	一次報告書の第二部の1の「3） <div style="background-color: black; color: white; display: inline-block; padding: 2px 10px;"> </div> 高校 <div style="background-color: black; color: white; display: inline-block; padding: 2px 10px;"> </div> 部監督 <div style="background-color: black; color: white; display: inline-block; padding: 2px 10px;"> </div> 氏の重大な問題点について」及び「4 <div style="background-color: black; color: white; display: inline-block; padding: 2px 10px;"> </div> 高校への転校照会と他校への転校照会の対応について」について、伺います。	
(1)	第二部の1の3）の（6）に「他の方への責任転嫁も甚だしいと怒りを覚えました」とあります。この「怒りを覚えた」のは誰のことでしょうか。	
III 最終報告書について		1～ 4回 目共 通項 目
1 いじめと認定するとした考え方について		
(1)	最終報告書の「2、本委員会の報告書（第一次）」の訂正についての（2）において、「この部分は、不適切であるがいじめには認定しないとした部分を改め、いじめと認定する。」としていますが、一次報告書の見解を変更して、いじめと認定するとした考え方を記載してください。	

2 記載内容（変更内容）について		
	<p>最終報告書の2の（3）に、</p> <p>『（3）上記に関しては、平成29年7月8日（土）に行われた父母や生徒への説明会で「不適切であり、今後そのような発言があった場合には、退部や学校として懲戒処分を行う」ことを伝えました。その後、そのような発言は■■■■・■■■■両生徒から部員からも聞かれませんでした。</p> <p>また、平成29年7月18日（月）に校長から個別に校長室で1年生の当該生徒達に「不適切な発言について申し訳なかった。」と謝罪し、「3年生の謝罪を求めるのであれば謝罪させる」と求めたところ、全員が「謝罪はしなくて結構です」との回答でした。』と記載されています。</p>	
(1)	<p>この最終報告書の記載は、第一次報告書の第二部1、1の「（5）説明会について」（平成29年7月8日の父母説明会の状況に係る記載）と、「（9）」7月18日の4人との個別面談の状況に係る記載を、この最終報告書の2の（3）」の記載内容に変更するとの趣旨でしょうか。</p>	
3 ■■■■の見解について		
	<p>上記1のとおり、最終報告書ではいじめと認定しています。</p> <p>しかし、一次報告書の「第三部 本■■■■の見解」の「2 事実の分析と評価」において、「以上の通り、部活動や日常生活上のトラブルや思い込みであり、いじめと認定する事実がないと判断し、6月25日（日）に起きたトラブルと心身障害との因果関係はないと分析でき、心身障害については、■■■■高校への転校が達成できるか不安になったためによるものが大きいと当■■■■は判断します。」の記載については、修正されていません。</p>	1
(1)	<p>「部活動や日常生活上のトラブルや思い込みであり、いじめと認定する事実がないと判断し、」の記載については、いじめと認定したことにより記載が変わるものと思いますが、どのように認識していますか。</p>	1～4回目共通項目
(2)	<p>「6月25日（日）に起きたトラブルと心身障害との因果関係はないと分析でき、心身障害については、■■■■高校への転校が達成できるか不安になったためによるものが大きい」の記載については、いじめと認定したことに伴い、どのように認識していますか。</p>	
(3)	<p>■■■■では、いじめと認定したことを踏まえ、本事案に係る学校の一連の対応をどのように検証しましたか。また、一次報告書の内容を改めて検証しましたか。</p>	
4 再発防止策について		
	<p>最終報告書では、いじめと認定しましたが、再発防止策が記載されていません。</p>	1～4回目共通項目
(1)	<p>■■■■では、再発防止策を検討しましたか。検討した場合、どのような内容か、記載してください。</p>	
(2)	<p>最終報告書に、何故再発防止策の記載がないか、記載してください。</p>	

書面調査回答（調査票2）

※当時の記録の提出を求めるもの

質問項目

I 総括的事項		1 ～ 4 回 目 共 通 項 目
	<p>「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）では、調査を開始する前に調査方針を被害生徒及び保護者に説明することとされています。</p> <p>平成31年3月28日に県から照会した「[] 報告書（最終答申）について」に対する貴校からの見解では、調査方針の説明等について「[]・[]両氏に何度も文書・電話で意見を求めようとしたのですが、全くの拒否でしたので、できておりません。」と回答されていますが、次の点について記載してください。</p> <p>また、根拠資料として、「調査方針」「意見照会文書」「電話した際の記録」等を提出してください。</p>	
(1)	調査方針（調査目的、調査事項、調査方法等）の内容	
(2)	文書・電話による被害生徒への意見照会の状況（日付、回数、意見照会の内容等）	
II []について		1 ～ 4 回 目 共 通 項 目
1 当初（平成30年1月）の []について		
	<p>一次報告書（「調査報告書（第一次）」（平成30年5月30日 [] []）のとりまとめを行った []について、次の事項について記載してください。</p>	
(1)	<p>[]の開催状況及び開催結果（開催日時、開催場所、出席者名、議事概要、委員の発言内容等）</p> <p>また、根拠資料として、[]の「開催案内」「資料（次第、出席者名簿を含む）」「議事録」を提出してください。</p>	
(2)	<p>[]による一次報告書の学校又は学校の設置者に対する報告の実施の有無。</p> <p>また、報告している場合は、根拠資料として、「学校又は学校の設置者に対する報告文書及び報告書」を提出してください。</p>	
2 最終報告書とりまとめ時（平成31年1月）の []について		1 ～ 4 回 目 共
	<p>最終報告書（[] 報告書（最終答申）について（平成31年1月11日付け [] 校長から知事あて提出文書））のとりまとめにあたっての []について、次の事項について記載してください。</p>	
(1)	<p>有識者3名に対する意見照会の実施方法、内容（依頼日、依頼方法、依頼内容、回答日）</p>	

	また、根拠資料として、「依頼文書」「依頼文書への添付資料」「回答文書」等を提出してください。	通 項 目
(2)	平成30年12月19日(水)、平成31年1月9日(火)の[]の開催状況及び開催結果(開催日時、開催場所、出席者名、議事概要、委員の発言内容等) また、根拠資料として、[]の「開催案内」「資料(次第、出席者名簿を含む)」「議事録」を提出してください。	
(3)	上記[]への有識者3名の出席依頼の状況及び出席状況(欠席の場合は、欠席理由)	
(4)	[]による最終報告書の学校又は学校の設置者に対する報告の実施の有無。 また、報告している場合は、根拠資料として、「学校又は学校の設置者に対する報告文書及び報告書」を提出してください。	
Ⅲ 一次報告書について		
1 []での事実確認について		
(1)	7月8日、部員及び父母への説明会について	1 ～ 4 回 目 共 通 項 目
	一次報告書の第二部の1の1)の(5)に、7月8日の説明会で、「1年生はいじめられたというが、使ってはいけない言葉や1年生に対して強い口調で注意したことは認められる。しかし、暴力や個人を多数で攻撃するような事実はない。従っていじめはなかった。(略)」と校長の見解を述べたと記載があります。	
①	[]では、この学校の対応についての調査考察は行いましたか。調査考察を行った場合、委員からどのような意見が出され、どのように評価したか、記載してください。 また、根拠資料として、[]の「資料」「議事録」を提出してください。	
(2)	7月26日大会について	1 ～ 4 回 目 共 通 項 目
	一次報告書の第二部1、1)の(11)に、[]で行われた[]に[]・[]・[]の3人が会場に来ていたことについて、「「いじめられて先輩が怖い」という主張ならば、到底会場に来るはずがないと思われます。」との記載があります。	
①	これは、[]として評価(認識)でしょうか。それとも[]個人(個人であれば誰の)評価(認識)でしょうか。	
(3)	[]高校への転校照会の対応等について	1 ～ 4 回
	一次報告書の第二部の1の「3) []高校[]部監督[]氏の重大な問題点について」及び「4) []高校への転校照会と他校への転校照会の対応について」について、伺います。	

①	<p>平成 29 年 9 月 14 日に █████ 高校に送付した転学願いでは、「■及び■から転学願いが出されておりますが、下記理由にて受理することが出来かねます。」とし、■高校の問題点を指摘した上で、引き抜きの謝罪や■高校監督の処分を求めること等について記載しており、また、文書の最後には「以上をクリアした場合のみ正式な転校照会の手続きに入らせていただきます。」と記載されています。■ ■では、この転校照会（転学願い）の記載内容についての調査考察は行いましたか。調査考察を行った場合、委員からどのような意見が出され、どのように評価したか、記載してください。</p> <p>また、根拠資料として、■の「資料」「議事録」を提出してください。</p>	目 共 通 項 目
IV 最終報告書について		
1 記載内容（変更内容）について		
	<p>最終報告書の 2 の (3) に、 『(3) 上記に関しては、平成 29 年 7 月 8 日（土）に行われた父母や生徒への説明会で「不適切であり、今後そのような発言があった場合には、退部や学校として懲戒処分を行う」ことを伝えました。その後、そのような発言は■・■両生徒からも部員からも聞かれませんでした。 また、平成 29 年 7 月 18 日（月）に校長から個別に校長室で 1 年生の当該生徒達に「不適切な発言について申し訳なかった。」と謝罪し、「3 年生の謝罪を求めるのであれば謝罪させる」と求めたところ、全員が「謝罪はしなくて結構です」との回答でした。』 と記載されています。</p>	1 ～ 4 回 目 共 通 項 目
(1)	<p>『その後、そのような発言は■・■両生徒からも部員からも聞かれませんでした。』とありますが、第一次報告書には、そのような記載は見当たりません。この部分について、最終報告書のとりまとめまでの間に、新たに事実認定したのでしょうか。このように追加して記載した根拠も含めて教えてください。</p>	
(2)	<p>7 月 18 日に校長から 1 年生の当該生徒に謝罪したとありますが、一次報告書には、校長が謝罪したとの記載はありません。この記載内容の変更は、どのような調査、判断により変更したのでしょうか。</p>	